

14.5

641

14.5-641

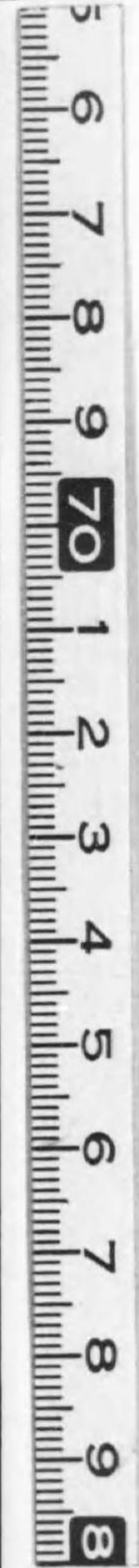


1200501218045

水道事業概要

大阪市役所水道部編

昭和十二年度



始



14.5
641

水道事業概要

昭和十二年度

大阪市役所水道部

水甲1596



水 道 部 倉 合



英 島 水 源 池

第一編 上水道
第一章 概説



一、沿革の概要	一頁
二、第五回擴張事業	四頁
三、第六回擴張事業	五頁
第一章 概説	八頁
第二章 現在設備	一五頁
第三章 經營	二〇頁
一、給水狀況	二二頁
二、業務狀況	二九頁
(1) 料金制	二九頁
(2) 計量事務	三一頁
(3) 集金事務	三二頁
(4) 市外給水	三五頁



第二編 下水道

第一章 概説

一、沿革の概要……………三七

二、都市計畫第三期下水道事業……………四〇

三、都市計畫下水處理事業(第四期下水道事業)……………四一

四、失業救濟事業……………四四

五、都市計畫第五期下水道事業……………四五

第二章 設備及作業

一、設備概要……………四八

二、維持作業……………五六

三、下水溝上管理……………五八

四、下水道受託工事……………五八

第三章 事業ノ財源

附録

水道關係法規

水道部職制及事務分掌

圖面

柴島水源地圖

津守處理場

配水鐵管分布圖

下水處理事業施行區域圖

第一編

第一編 上 水道

第一章 概 説

一 沿革の概要

大阪市は本邦の経済活動の中心地として著しい発展を続けて来たが、土地が所謂淀川末流の沖積層に属してゐるため、飲料に適する清水を湧出する地域は極めて尠く、各戸の井戸は殆んど不良で、都市の保健衛生上到底等閑に附し得ない状態であつた。茲に於て市勢の發展に伴ふ人口の急激な増加と傳染病の頻發に刺戟されて良質豊富の飲料水を供給する水道施設の急要を叫ぶに至つた。

之が實現の機運は明治十三年宮内省下賜の衛生資金を以て水道工事を施行せんとした時に現はれた。併し本事業は當時本邦創始の大事業であり、技術的、財政的並に其他諸種の事情から尙ほ未だ實施の運びには至らなかつた。其後明治十九年及同二十三年のコレラの流行と、同二十三年の所謂新町大火災の突發とに依り、市民の生命に對する防衛と財産保全の自衛的要求から、是れが實現の機運は著しく促進されるに至つた。此の間府市當局の熱心なる調査研究と相俟ち、私立衛生會の建議等もあつて、漸く同二十四年本事業實施の市會決議を見るに至つたのである。越へて同二十五年八月工事に着手し、二十八年十月全く其の工を竣へた。其の設備は、明治二十四年末の現在人口四十八萬三千百七十八人を基礎とし、一人一日の給水量を〇・〇九立方米と定め、人口の増加を見込み給水人口六十一萬人を目標として、淀川の左岸櫻ノ宮に水源地を置き、貯水池を大阪城跡に設け、之より自然流下に依り市内に配水することとし、延長

三百二十二軒餘の配水鐵管を敷設した。工費を投すること二百三十九萬八千九百餘圓であつて、當時市の一ヶ年の總豫算十五萬圓内外を算する時代としては實に未曾有の大事業で、之が實現を見たことは大英斷と謂ふべきである。其の後市勢の發展と共に前後五回に亘る擴張工事を施行し、其他に配水管の増設、高地區に對する配水設備の改良等を行つて現在に至つてゐる。今この事業擴張の跡を顧みると次表の通りである。

水道擴張工事一覽

種別	施行	工事費	配水量		給水人口	備考
			一日最大	平均一人一日當		
創設	自明治三三、八 至三、二八、〇	二、三六、九四五円	五〇、五五二 ^{立方米}	八四 ^立	六〇〇、〇〇〇 ^A	浄水は櫻の宮からポンプで大阪城内貯水池に送られ自然流下に依り配水する。
第一回擴張	自明治三三、九 至三、三三、二	八八、九三二	六六、七九三	八四	八〇〇、〇〇〇	明治三十年四月第一回市域擴張のため配水管を増設した。
量水器取付	自明治四、一 至三、三三、三	一、〇四、六九四				工場、湯屋、料理屋等の上水使用者を除いて一般に計量器がなかつたので、各戸に量水器を備へて濫用を防止することとした。
第二回擴張	自明治四、一 至大正三、三	九、四三、八四	二六、六〇六	九六	一、五〇〇、〇〇〇	焦眉の急に應ずるに止まらず將來の需要に遺憾なきを期するため水源池を柴島に移し現設備の端緒を開いた。
柴島水源池補充設	自大正七、六 至三、八、三	三九、三九八				市勢の自然的發展に加へて世界大戰の影響による商工業の隆盛に伴ふ上水需要の激増に應ぜしむる爲。
第三回擴張	自大正八、九 至三、二、三	一〇、四三、九六六	三七、〇六一	八九	三、一〇〇、〇〇〇	上水需要の激増に備ふ。
第四回擴張	自大正四、三 至三、五、三	七、七二、六六一	五七、七六七	二五	二、七五〇、〇〇〇	第二回市域擴張と商工業の發展に伴ふ上水需要の激増に備ふ。

配水管増設	自大正一五、一〇 至昭和三、三	一、二九八、一〇六				第二回市域擴張に依り編入せられた地域に配水管を増設した。
高地區配水設備ノ改善	自昭和四、一 至三、六、一	七、七二、六四				東部馬場町上本町以南住吉町帝塚山方面に至る一帯の高地區に於ける配水管内の水壓低下防止のため東區馬場町に配水ポンプ場を新設すると共に配水管の増設又は敷設替を行つた。
配水管増設	自昭和五、一〇 至三、七、三	九、九七、七三				市周圍部に於ける街路の新設區劃整理の發展に伴ふ住宅の激増に順應するため配水管の増設を行つた。
第五回擴張	自昭和八、一一 至三、三、三	一九、五〇〇、〇〇〇	八六、一〇〇〇	三二	三、一〇〇、〇〇〇	上水需要の激増に備ふ。

次に之等水道擴張事業費の財源を見るに、次の如く其の大部分は公債と水道使用料に依つてゐる。尙ほ其の公債償還財源は主として水道使用料である。

水道擴張事業費の財源

種別	事業費	財源			源		備考
		市税	國庫補助金	公債	水道使用料	雜收入	
創設	二、三九六、九四五円	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一、九七〇、〇〇〇		一七八、九四五	
第一回擴張	八八一、九三一		七六、〇〇〇	八〇五、九三一			
第二回擴張	一〇、四六七、五〇〇		二四〇、〇〇〇	一〇、二二七、五〇〇			量水器取付工事を含む。
柴島水源池補充設	三九、三九八			三九、三九八			
第三回擴張	一〇、四三、九六六			一〇、三六、六〇九		一、七、三五九	
第四回擴張	七、七二、六六一			五、一四七、八五五		七、四、三九九	

配水管増設	一、二九八、一〇六								
高地區配水設備改善	七、七六四								
配水管増設	九、九七三								
第五回擴張	一、九、〇〇〇、〇〇〇								
備考									
第五回擴張は豫算、他は決算に依る。									

二 第五回擴張事業

第四回擴張工事の後を受けて、更に市勢の發展に順應する給水設備の完壁を期し、大水道計畫への應急施設として在來の柴島水源地の空地を利用し一部分の用地買収を行つて、急速濾過設備及之に伴ふ諸般の設備を施し、昭和十八年度に到達すべき給水人口三百三十萬人を基準とし、一人一日最大使用水量を〇・二六一立方米と見込み、一日最大八十六萬二千立方メートルの配水能力に増大する計畫の下に、昭和八年度以降、同十二年迄の五箇年繼續事業として工費千七百萬圓を投じて擴張工事を施行することとし、昭和八年二月六日市會に提案して三月三十日議決を経、同年十一月十六日主務省の認可を得て同月二十五日から着工したのである。然るに其後昭和九年九月二十一日の風水害の實情に鑑み、給水の萬全を期するため、自家發電設備を設ける外、水管橋、防火栓の改良等一部設計の變更を行ひ、總工費を千九百五十萬圓に増額して目下工事の施行中である。

本事業の設備概要、事業費及財源は次の通りである。

事業設備の概要

取水塔改造	一ヶ所	除砂池	二池	變電所	一所	同上諸設備	一式
藥物沈澱池	八池	同上諸設備	一式	發電所	一棟	同上諸設備	一式
急速濾過池	二四池	同上諸設備	一式	送電線	一式		
攪素滅菌室	一棟	同上諸設備	一式	配水池	一池		
淨水池	四池	同上諸設備	一式	唧筒室	一棟		
取水唧筒場諸設備				淨水所構内布設管渠			
送水唧筒場諸設備				水管橋			

事業費及財源

事業費	一九、〇〇〇、〇〇〇圓	自昭和八年度至十年度	支出額	九、〇二一、二九八・七圓
公債	一八、五七九、八八八圓	財源	金額	八、一五七、〇〇〇・三圓
給水料	四二〇、一〇二圓			九六、二九一・四圓
計	一九、〇〇〇、〇〇〇圓			九、〇二一、二九八・七圓

三 第六回擴張事業

水道施設の完備と都市生活の安全保證とが、密接不可離の關係にあることは、水道事業發展の沿革的事實が如實に證明してゐるところである。水道施設の根本問題たる水源地の保護に關しては、將來法的に保護されることが絶對的に緊要であると共に、都市自體としても配水量の保證と水質の安全保持のために適當の方策を樹立せねばならぬので

ある。

本市に於ては此等水道事業の重要問題を解決すべく、大水道計畫（琵琶湖案、宇治川案、淀川案）樹立につき鋭意具體的調査を進めると共に、他面水質保全の目的に副ふべく、沈澱、濾過等の在來の淨化設備の外に鹽素滅菌法其他の藥品消毒に依る装置を施し、尙進んで二重濾過又は伏流水利用の如き方法をも考究してゐる。

然るに昭和十年の國勢調査の結果に見る如く、輒近本市の發展は頓に顯著で、現在施行中の第五回擴張事業完成の曉の設備を以てしても、豫想の昭和十八年度を俟たずして、配水不足を生ずることは近年の急増せる配水量に照して敢て想像に難くないのである。如斯趨勢に鑑み、種々調査研究を進めてゐるのであるが、從來の様に現在の淨水所（柴島）で擴張計畫をなすことは現状に照して不可能であり、一面國防上の見地からするも一朝有事の際には水源地を一ヶ所に集中することは危険の虞最も多く、又他面大大阪市の恒久的水源として水質の點をも考慮せねばならぬのである。然し水源を遠く宇治川又は琵琶湖に求める大水道計畫は、之が遂行に巨額の工費と長年月を要し、實施上幾多の困難を伴つて今直ちに實施することは望み得ないので、將來の計畫及水質の點等を考慮して淀川上流に水源を求め、宇治川、木津川及桂川の三川合流點附近に於て水質上懸念の虞ある桂川の混入せない地點から、主として宇治川及木津川の良質の河水を取入るゝことゝして第六回擴張事業計畫を樹立するに至つたのである。

本事業の基本計畫を樹立するに當り、本市過去十數年間の統計を基として將來の發展に依る水道使用量の推移を考察するときは、昭和二十八年に於ては其の計畫給水人口は四百十萬人、一人當最大一日使用水量三二五立（一・八石）を相當とするを以て、所要配水能力は一日百三十三萬三千立方（七百四十萬石）となるのである。従つて本擴張事業は之に準據して計畫を進め、府下北河内郡樟葉村に於て、取水、送水及淨水の各施設に要する取水設備、取水

唧筒場、急速濾過設備及送水唧筒場を設け、これより自然流下式に依つて、府下北河内郡交野村の配水池に一旦揚水した後、内徑二、〇〇〇耗鐵管二條に依り、自然流下で市内旭區古市大通五丁目に導き、之に依つて一日最大配水量四十七萬一千立方（二百六十萬石）の増加を計り第五回水道擴張事業完成後の設備と併せ、前記の如く一日百三十三萬三千立方メートルの配水能力たらしめる計畫である。而て本事業は昭和二十一年度以降昭和二十一年度に至る十箇年繼續事業とし總工費五千萬圓を投じて施工すべく目下事業の認可を申請中である。

本事業設備概要は次の如くである。

設備概要

取水設備（取水渠及除砂池）

取水唧筒及同唧筒室

急速濾過設備（藥物注入裝置、混和池及沈澱池、沈澱池汚泥唧筒及同唧筒室、沈澱池汚泥溜、濾池及濾過場
上家、洗滌水槽、濾池汚水溜、濾過場唧筒及同唧筒室）

淨水池、送水唧筒及同唧筒室、蒸氣汽罐及汽罐室、送水管、配水池、減菌機及減菌室、高地區配水唧筒場改造、高地區配水池、配水管

配水管總延長 四二〇、二五〇米（配水枝管の總延長三四七、八三〇米を含む）

第二章 現在設備

一 規模概要

給水區域	大阪市及近接町村
給水人口	二百七十五萬人
給水能力	五十七萬八千立方米
	内緩速濾過設備 四八二、〇〇〇立方米
	急速濾過設備 九六、〇〇〇立方米
豫定一人一日給水量	二百一十一立

二 水源 地

現在本市の水源地は淀川の右岸東淀川區柴島町外五ヶ町に跨り、其の用地面積は五六四、八九四平方メートル（一七七一・一七九・八八坪）であつて、原水は淀川の河水を取入れ、取水塔から取水管渠を通り自然流下で除砂池に至り、こゝで除塵された後、取水唧筒で汲上げて沈澄池に送る。原水濁濁の場合は途中で沈澄作用を助けるために硫酸礬土が混和されるのである。沈澄池からは更に濾過池に至り、濾過された水は滅菌作用を施されて淨水池に貯水せられ、配水唧筒により市内に配水されるのである。原水が淨化されて化學的にも細菌學的にも欠陥のない澄明な飲料水とな

るのは、此淨水所の機能に依るのであつて、一般に上水道の水は原水——除砂——唧筒吸揚——沈澄——濾過——殺菌——淨水——唧筒送水の過程を経て市民に供給せられるのである。今淨水所に於ける諸設備の概略を示すと次の通りである。

設備概要

取水設備

(1) 取水塔	煉瓦造楕圓形（長徑六米八、短徑四米五、總高一五米二）	二	基
(2) 除砂池	同 圓形（内徑五米五、總高一五米二）	一	基
第一號及第二號	鐵筋混凝土造長方形（長四五米五、巾一〇米九、水深三米）	二	池
第三號及第四號	同 龜甲形（長三九米四、巾中央一二米一、水深三米七）	二	池
○第五號及第六號	同 長方形（長四六米、巾一二米一、水深四米一）	二	池
(3) 取水唧筒場	鐵筋混凝土造 總建坪 一三〇坪	一	棟
第一唧筒場	鐵筋混凝土造 總建坪 一四八坪六	一	棟
第二唧筒場	鐵筋混凝土造 總建坪 一四九坪三（第三變電所ヲ含ム）	一	棟
(4) 第三取水送水唧筒場	鐵筋混凝土造	一	棟

第一取水唧筒	電動機直結離心型	電動機容量 一時間揚水量	二、一〇〇馬力 三、〇〇〇馬力 三、〇〇〇馬力	九 臺
第二	電動機容量 一時間揚水量	四、三〇〇馬力 四、〇〇〇馬力 四、〇〇〇馬力	四 臺	四 臺
第三	電動機容量 一時間揚水量	四、二〇〇馬力 四、〇〇〇馬力 四、〇〇〇馬力	四 臺	四 臺
取水管渠	中一、八〇〇耗 高二、四〇〇耗	鐵筋混凝土暗渠	二 條	二 條
自除砂地塔	徑一、二〇〇耗	鑄鐵管	二 條	二 條
自除砂唧筒池	同徑一、四〇〇耗 同徑一、五〇〇耗 同徑一、二〇〇耗	鑄鐵管 鑄鐵管 鑄鐵管	二 條 五 條	二 條 五 條
自取水唧筒池	徑一、一四〇耗 徑一、三五〇耗	鑄鐵管 鑄鐵管	二 條	二 條
自取水唧筒池	同徑一、二〇〇耗 同徑一、二〇〇耗 同徑一、二〇〇耗	鑄鐵管 鑄鐵管 鑄鐵管	二 條 六 條	二 條 六 條

沈澱及濾過設備

(1) 硫酸礬土溶解室
第一號乃至第三號木造二階建 建坪一二坪五乃至一五坪

(2) 沈澱池	第一號乃至第七號 張石混泥土造	(長一〇二米、巾七八米、水深三米二、容量二三、一六〇立方米)	七 池
(3) 濾過池	第八號乃至第十號 鐵筋混泥土造	(長一〇二米、巾七八米、水深三米二、容量二五、一六〇立方米)	三 池
(4) 急速濾過場	第一號乃至第十四號 混泥土造表面煉瓦張 第十五號乃至第二十四號 鐵筋混泥土造	(長巾共七三米、濾過速度一日四米八四) (濾過水量一日二五、四四〇立方米) (長巾共七三米、濾過速度一日四米八四) (濾過水量一日二五、四四〇立方米)	一四 池 一〇 池
(イ) 急速濾過場	混和池 鐵筋混泥土造	(長五八米、巾三米四、水深五米二、配置ス)	二 池
	沈澱池 同	(長八〇米二、巾一六米二、水深五米)	三 池
	濾過池 同	(長一〇米、巾八米五、水深三米、濾過速度一日二付)	一 池
	同上家 同 平家建	(建坪一八三坪九 外ニ渡廊下一四坪)	一 棟
	本館 同 四階建	建坪八〇坪五、延坪三五六坪 地下階 硫酸礬土貯藏室其他 第一階 硫酸礬土貯藏室 第二階 硫酸礬土溶解裝置及水質試驗室 第三階 洗滌水槽	一 棟
〇(ロ) 第二急速濾過場	混和池 鐵筋混泥土造	(長一四四米、巾三米、水深五米七 水流ニ直角ニ一米四間隔ニ阻流板ヲ配置ス)	四 池
	沈澱池 同	(長七七米、巾一七米六、水深五米一)	八 池
	濾過池 同	(長一三米五、巾九米五、水深三米一、濾過速度一日二付) (一二〇米トシ一池一日濾過水量一二、九六〇立方米)	二 池

城内配水池設備

(1) 發電機場	煉瓦造平家建	總建坪一六七坪四	三相變壓器 單相變壓器 三台 六台 三台
(2) 發電機場	煉瓦造平家建	總建坪一六七坪四	三相變壓器 單相變壓器 三台 六台 三台
(3) 發電機場	煉瓦造平家建	總建坪一六七坪四	三相變壓器 單相變壓器 三台 六台 三台
(4) 發電機場	煉瓦造平家建	總建坪一六七坪四	三相變壓器 單相變壓器 三台 六台 三台
(5) 汽罐及附屬品	煉瓦造	總建坪一六七坪四	三相變壓器 單相變壓器 三台 六台 三台
(6) 汽罐及附屬品	煉瓦造	總建坪一六七坪四	三相變壓器 單相變壓器 三台 六台 三台

高地區配水唧筒場設備

淨水池	混泥土造長方形(上部長六〇米六、巾二八米三、下部長五九米一、巾二八米七)	三池
導水鐵管	(六一〇耗) 一條	二條
污水排除鐵管	(五〇八耗) 一條	一條
電動直結タービン唧筒	二六五 H.P. 揚水量 二五每分立方米	三臺
唧筒場配管	一七五 H.P. 揚水量 一六・五	二臺
受配電氣設備		五式

三配水系統

本市の配水系統は高地配水區(東區上本町以南、天王寺區、住吉區、阿倍野橋以南、帝塚山附近一帶、水準基點十米九以上)及び低地配水區(其他全市水準基點十米九以下)に大別されて、淨水所からの配水幹線としては鐵管内徑一、〇七〇耗三條、九九〇耗三條及六六〇耗一條の七條であるが、該幹線よりは更に大小支管を分岐し市内道路に網目狀に分布せしめて居る。

今現在の配水設備を示せば次の通りである。

配水量	一日最大	五七七、〇〇〇立方米
給水人口		二、七五〇、〇〇〇人
配水鐵管延長		二、一八二、一三米二八
送水鐵管延長		六、〇八五米
制水弁設置數		八、九二七個所
消火栓設置數		一三、一〇四個所

配水幹線の分布状況

第一送水唧筒場所

- (一) 西部幹線……新淀川を横断し(一部水管橋)東淀川區中津町を経て、北區西梅田町を通過し安治川船津橋及端建藏橋水管橋を渡り市電築港線に沿ひ港區境川町玉藻橋を過ぎ更に港區三條通四丁目到達する。
- (二) 中部幹線……新淀川を横断し(一部水管橋)東淀川區本庄濱通から北區茶屋町梅田新道を経て、大江橋を渡り市役所前を西折し肥後橋可動堰を渡り西横堀川西岸を南下し西區深里橋を渡り、浪速區難波元町市電路に沿ひ大國町二丁目を南下し西成區玉出町に達する。
- (三) 堀江幹線……新淀川の河底を横断し、東淀川區中津濱通大仁新道を南下し北區堂島大橋を渡り更に土佐堀川、兩國橋、壘座橋を渡り、西區黒金橋北詰に於て内徑七〇〇耗及五五〇耗の二條に岐れ、一條(内徑七〇〇耗)は南下し日吉橋を渡り、浪速區久保吉町及西濱を過ぎ十三間堀川東側を南下し西成區粉濱町に達す。他の一條(内徑五五〇耗)は千代崎橋を渡り南折して岩松橋を渡り、大正區に入り、小林町及鶴町に達する。

- (四) 玉造幹線……新淀川の河底を横断し、東淀川區本庄東通二丁目に出で北區天神橋筋六丁目を東折し、都島橋(水管橋)を渡り同區澤上江町二、四丁目を經て旭區蒲生町を過ぎ東區杉山町を南下し市電路玉造阿倍野線に沿ひ、天王寺區寺田町に於て内徑五五〇耗二條に岐れ一條は天王寺區逢阪町に達し、一條は住吉區平野町に達する。
- (五) 城内送水幹線……新淀川の河底を横断し、東淀川區長柄町に出で北區天神橋筋六丁目にて東折し、都島橋を渡り直ちに南折して淀川左岸に沿ひ、北區網島町京橋を渡り、東區大手前町城内唧筒場に達し、更に馬場町を経て本町橋東詰を南下し、久寶寺橋を渡り西區助右衛門橋に達する。

第二送水唧筒場所

- (一) 東部幹線……新淀川を横断し(一部水管橋)東淀川區長柄西通一丁目を南へ北區天神橋筋六丁目に出で南森町を東折し、天神橋を渡り、東區大手前送水唧筒場に達し、更に南下し法圓阪町より上本町筋を経て天王寺西門前から阿倍野橋以南に達する。
- (二) 北部幹線……新淀川を横断し(一部水管橋)東淀川區長柄西通を経て北區天神橋筋六丁目を西折し同浮田町を過ぎ大阪駅前を西へ出入橋(水管橋)を渡り市電櫻島線に沿ひ、玉川町を経て朝日橋を渡り恩貴島町、島屋町を経て櫻島町に達する。

配水幹線一覽

種別	給水區域	數	配水管内徑	一日最大配水量	給水人口	動水壓
西部幹線	港區、大正區ノ一部	一條	九〇〇、一〇〇〇 _耗	九四、八〇〇 _{立方米}	四四六、五〇〇 _人	一・五 _米
中央幹線	中央部及西成區ノ一部	一條	九〇〇、〇〇〇 _耗	八、一〇〇 _{立方米}	三六九、〇〇〇 _人	一・五 _米

堀江幹線	中央部、浪速區、西成區ノ一部及大正區	一條	1,090	9,800	4,500	1.5
玉造幹線	旭區、東成區、住吉區ノ一部	〃	990	8,100	3,900	1.5
城内送水幹線	東區及西區	〃	660	3,500	1,700	1.5
東部幹線	高地區配水用	〃	1,090	9,800	4,500	1.5
北部幹線	北區及此花區	〃	990	8,100	3,900	1.5

内徑六〇〇耗以下の配水支管は以上の各幹線から分岐し相互に連絡を保ちつゝ配水上に支障なきを期してゐる。

向以上の各幹線は凡て新淀川を横断南下してゐるから新淀川以北の東西兩淀川區に對しては次の如き配水支管に依つてゐる。

- (一) 堀江幹線より分岐のもの……東淀川區南方町及中津町に於て内徑五〇〇耗管を分岐し、内徑四〇〇耗管は十三橋を渡り、大阪池田線道路を北へ三國町に達し、内徑五〇〇耗管は同區南方町から十三西ノ町に達する各配水支管を以つて淀川北岸中部地區に配水してゐる。
- (二) 北部幹線より分岐のもの……北區玉川町四丁目に於て内徑四〇〇耗管を分岐し、北區西野田阪神國道を西へ淀川大橋を渡り更に神崎大橋を渡り佃町に達する配水支管を以つて西淀川區に配水してゐる。
- (三) 吹田配水管……第二御筒場から東淀川區國次町及都市計畫大阪吹田線を北へ市郡境界に達するもので東淀川區東部に配水し、その鐵管の内徑は五〇〇耗で一日最大配水量一三、六〇〇立方メートル、人口六九、四〇〇人に給水してゐる。

第五回擴張工事

- (一) 城東幹線……新淀川を横断し(一部水管橋)旭區毛馬町に入り、同區鳴野町を経て東成區都市計畫道路(森小路大和川線)を南下し、住吉區杭全町に於て内徑一、三五〇耗及九〇〇耗の二條に岐れ内徑一、三五〇耗は都市計畫道

路(杭全阿倍野線)を阿倍野海上町線交叉點を経て西成區津守町に出て阪堺電鐵線路に沿ひ住吉區南加賀屋町に達す。内徑九〇〇耗は杭全町を更に南下し、住吉區湯里町市郡境界に於て西折し都市計畫道路(喜連、加賀屋線)を経て同區南加賀屋町に達する。

- (二) 淀川北部幹線……淨水所北方に於て新京阪電鐵線を横断し、東淀川區山崎町、南方町を経て十三東ノ町及塚本町を過ぎ、西淀川區大和田町及福町に出て都市計畫道路(傳法尼ヶ崎線)に於て内徑六〇〇耗及四〇〇耗の二條に岐ち内徑六〇〇耗管は南折し新淀川を横断し(一部水管橋)此花區傳法町、春日出四貫島町に達し、北部幹線と連絡する。内徑四〇〇耗管は福町から更に北折し出来島を経て神崎川を渡り同區佃町に達する。

種別	給水區域	數	配水管内徑	一日最大配水量	給水人口	動水壓
城東幹線	市ノ東部及南部	一條	1,350	22,500 ^{立方メートル}	85,800 ^人	1.5 ^{メートル}
淀川北部幹線	淀川以北	〃	1,000	69,500	366,500	1.5

本工事成済の曉は本市東南部地方及新淀川以北地方の給水能力を増加するは勿論、市中央部の水壓も現在の約二倍となり著しく配水上の効果を擧げることとなる。

次に現在の配水管總延長は實に二百十八萬二千百三十三米餘で、之を創設當時の三百二十二軒に比べると實に約七倍に達し、更に大正二年度末の五十八萬九千九百七十九米に比べると約四倍の躍進的增加を示してゐる。

配水管延長

(各年度末現在)

年 度	延 長	指 数	年 度	延 長	指 数
大正二年	五九、九七九 ^米	100	昭和五年	一、六八、九七九 ^米	二八六
〳 一〇年	七〇、一七三	一一九	〳 六年	一、八八、六一〇	三〇九
〳 一四年	一、二〇、四七四	二二七	〳 七年	一、九八、三三九	三三五
昭和元年	一、三三、七〇〇	二二三	〳 八年	一、九八、九四八	三三五
〳 二年	一、四七、八二七	二四九	〳 九年	二、〇七、三九九	三五二
〳 三年	一、五四、八八四	二六二	〳 一〇年	二、三三、一八〇	三六一
〳 四年	一、六〇、七五三	二七二	〳 一一年	二、二八、二二三	三七九

四 防 火 施 設

近年ビルディング式高層建築が逐年増加するに伴ひ、火災の危険に對する防衛に就て特別な考慮を拂はねばならぬ様になつて來た。

即ち防火施設としては、現在の如く飲料水の供給を主たる目的とする上水道施設のみでは水壓低きに失する關係上消防唧筒設備と相俟つて消火能力を發揮するより外ないのであるが、單に防火の目的の爲に是れが水壓を高める

ことは非常に巨額の經費を要するのと、平時に於ては甚しく不經濟の施設たる諷を免れないので、何等か別途の方法に就て考究せねばならぬのである。本市は夙に此等の點に考慮を拂ひ、調査を重ね既に成案を得たるものもあるも、先以て實行の容易なる非常時貯水池計畫を樹てその具體化を圖り、防火設備の完璧を期してゐる。今二三の防火施設案を示すと次の通りである。

(1) 防 火 水 道

前記の如く飲料水の供給を主たる目的とする現在の水道施設のみでは水壓の關係上、高層建築の消火には充分の効果を發揮し得ないので、市の中樞地たる船場、島之内方面に高壓の水道鐵管(鋼管)を縦横に布設し、専用の重油機關に依る唧筒を備付けて、附近の河水を利用し、消火施設の萬全を期せんとする所謂高壓防火専用水道案も考へ得るのである。

(2) 貯 水 池 の 設 置

全市に亘つて學校、寺院、公園等の空地を利用して數十ヶ所に貯水池を設置し、平時はプールとして游泳に使用し、非常の際には消防ポンプに連結して消火に利用する計畫である。現在本市の小學校には東區に七校、東淀川區に二校、其他南區、港區を除く各區に一校づゝ合計二十校、其の他の學校運動場等に十九ヶ所のプールの設置があるが、是丈だけでは防火の見地からは未だ不充分であるので人口稠密地に對しては平均半徑三町の防火圏を描き、各園内に一箇所づゝ配置するものとして、更に三十ヶ所のプールを増設する計畫を樹立してゐる。そして該プールの構造は長さ二十

米、幅十三米、水深一米乃至二米七を標準とし、之に水を滿せば附近三町圏内の火災に對しては、たとひ水道の斷水又は欠乏があつても一分間の放水量三百五十ガロンの消防車三臺が同時に二時間放水しても充分の水量を有するのである。尙ほ平素に於ては此排水を道路の撒水に利用し、此計畫に依りプールを施設するものに對しては其の工費の半額を補助することとし、漸次整備を期すべく既に實行に移つてゐる。

(3) 消火栓の設置

昭和十一年度末に於ける公設消火栓は之を大正十四年の六千二百八十三栓に比べると、二倍強の増加を示してゐるが、今後更に必要に應じ適當なる個所に増設して防火に備へる見込である。今、大正十三年度以降の消火栓數(公私設共)を示すと次の通りである。

年 度	設 置		年 度	設 置	
	公 設	私 設		公 設	私 設
大正十三年	五、七五六	一、七二六	昭和六年	九、二二六	三、七八三
十四年	六、二八三	一、九七〇	七年	一一、七五五	三、八二三
昭和元年	六、六五二	二、二二九	八年	一一、〇九五	三、八九一
二年	七、五五八	二、三三七	九年	一二、四七四	二、九七五
三年	七、九〇五	二、四〇九	十年	一二、七四七	三、〇〇〇
四年	八、一六三	二、五五三	十一年	一三、一〇四	三、八九五
五年	八、五七三	二、五八三			

第三章 經 營

一 給 水 狀 況

本市上水道の給水區域は、本市一圓とし必要に應じ近接町村に給水するを得ることになつて居るが、昭和十年度末に於ける本市域内の給水戸數は五十四萬八百二十戸、給水人口は二百八十七萬六千七百七十二人であつて、是に對する一年の總給水量は實に一億二千七百八十三萬九千九百九十三立方メートルに達し、一日平均三十五萬二千二百二十立方メートルを示し、其の普及率は實に九六%である。

各 年 度 給 水 狀 況

年 度	戸 數		人 口		普 及 率		給 水 栓 數	給 水 量
	總 戸 數	給 水 戸 數	總 人 口	給 水 人 口	戶 數	人 口		
大正十年	三三、六五四	二二、〇九一	一、二六六、二〇〇	一、一九五、七七七	六六・三	九三・三	一一、〇三六	二、四三三、七四九、八七六
十一年	四四、一八一	三二、七五、四七六	二、一一四、八〇四	一、八四三、三三八	八五・〇	八七・三	三三、六三三	四、〇〇一、三〇〇、〇一六
昭和元年	四九、九三六	三九、六七二	二、一八六、九〇〇	一、九七三、五三三	八六・三	九〇・三	三六、〇、三六八	四、九七、七六、四九一
二年	四七、〇、五二四	四二、七、八四三	二、二五九、九〇〇	二、〇三、三三三	八八・八	九一・〇	二八、三、三三三	四、六五、八六九、三三八
三年	四八、四四六	四三、六、一、九〇	二、三三三、八〇〇	二、一八九、二一六	八九・三	九三・八	三〇、九、三三三	五、〇三、三三三、三三三
四年	五〇、一、三、三四	四四、四、五、四三	二、四〇八、八〇〇	二、二七、一、七七一	九〇・五	九四・四	三三、七、五、四三	五、八、八、〇、〇、〇、〇、〇

年 度	一ヶ年總配水量	月 日	一日最大配水量	月 日	一日最少配水量	一日平均配水量
五年	五〇九、八七四		二、四三三、七三三		九・〇	五六一、七八三
六年	五二七、一六二		二、五九、五〇〇		九・八	五八三、九七八
七年	五二九、六三七		二、三九、六四三		九・六	五八三、九七八
八年	五四一、〇六二		二、四七七、五七七		九・六	五八三、九七八
九年	五五四、七四六		二、五九二、七〇三		九・二	五八三、九七八
一〇年	五六三、三五四		二、六九七、五五〇		九・一	五八三、九七八

次に配水状況を見るに、市勢の進展と共に累年増加の一路を進みつゝあつて、昭和十一年度中の總配水量は實に一億八千八百六十九萬八千七百立方メートルを示してゐる。而して夏季の一日最大配水量は六十六萬三千六百立方メートルの多量に上り、一ヶ年を通じて平均毎日五十一萬六千九百立方メートル餘を配水してゐる實情である。

今、各年度及び昭和十一年度中月別の配水量を示すと次の通りである。

各 年 度 配 水 量

年 度	一ヶ年總配水量	月 日	一日最大配水量	月 日	一日最少配水量	一日平均配水量
大正五年	三三八、三四〇、〇八五	九・五	八三三、〇一八	一・一	三三三、〇六〇	一、〇〇九、一四三
一〇年	三六八、三三六、三三六	八・九	一、一三三、七三三	一・一	六三〇、一四五	一、〇〇九、一四三

昭和十一年度中の月別配水量

年 次	總配水量	月 日	一日最大配水量	月 日	一日最少配水量	一日平均配水量
昭和十四年	五〇一、一三三、八七〇	八・二六	一、七八一、七三三	一・一	八六、五二二	一、一四一、六六六
昭和元年	五五〇、〇一〇、四一〇	八・二二	一、九九九、七二四	一・一	九〇、五二二	一、一〇九、八六六
二年	六二二、三三四、五六九	七・三三	二、三三七、三三三	一・一	一、〇一〇、二一〇	一、一八二、九三〇
三年	六六八、〇四〇、〇〇〇	八・三二	二、二八三、三〇六	一・一	一、一八二、八七六	一、二〇〇、三三三
四年	七二四、八八一、四四〇	七・二四	二、六九八、八七七	一・一	一、二九二、七四四	一、二八八、四七六
五年	七五三、三〇一、七七八	七・二二	二、六九八、〇二二	一・一	一、五二六、三三三	一、〇六一、〇六六
六年	七六八、八五五、七九六	八・二七	二、七六三、九三三	一・一	一、三六三、一〇二	一、一五八、〇八八
七年	八三三、五五七、七七一	七・三三	三、〇〇〇、〇〇〇	一・一	一、四九六、八八八	一、二二八、二二二
八年	一、五九七、三三三、〇〇〇	七・三三	三、〇〇〇、〇〇〇	一・一	二、七三三、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇
九年	一、七七一、七七一、〇〇〇	七・一九	三、〇〇〇、〇〇〇	一・一	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇
一〇年	一、七七一、七七一、〇〇〇	七・〇三	三、〇〇〇、〇〇〇	一・一	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇
一一年	一、八八六、六九六、七〇〇	七・二九	三、〇〇〇、〇〇〇	一・一	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇

月 次	總配水量	日 水	一日最大配水量	日 水	一日最少配水量	一日平均配水量
四月	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三三	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三三	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
五月	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二六	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二六	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

種別	年度	三	二	一	一	一	一	九	八	七	六
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
新設	大正二年度										一六、六七、七〇〇
追加	大正二年度										一八、三五、八〇〇
變更	大正二年度										一九、〇三、〇〇〇
撤去	大正二年度										一七、〇〇、〇〇〇
撤去	大正二年度										一六、〇八、二〇〇
計	大正二年度										一七、〇〇、〇〇〇
計	大正二年度										一四、八三、五〇〇
計	大正二年度										一五、一八、一〇〇〇
計	大正二年度										一三、八五、一〇〇〇
計	大正二年度										一三、〇三、七〇〇
計	大正二年度										一五、二一〇、九〇〇

給水工事数

種別	年度	三	二	一	一	一	一	九	八	七	六
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
新設	大正二年度										二五
追加	大正二年度										二九
變更	大正二年度										六三、一〇〇
撤去	大正二年度										六六、三、六〇〇
撤去	大正二年度										六六、三、六〇〇
計	大正二年度										六三、一〇〇
計	大正二年度										六六、三、六〇〇
計	大正二年度										六六、三、六〇〇
計	大正二年度										六六、三、六〇〇
計	大正二年度										六六、三、六〇〇
計	大正二年度										六六、三、六〇〇

種別	年度	合	修	栓	撤	撤
		計	計	計	計	計
新設	大正二年度	一三、七五五	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一
追加	大正二年度	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一
變更	大正二年度	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一
撤去	大正二年度	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一
撤去	大正二年度	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一
計	大正二年度	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一
計	大正二年度	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一
計	大正二年度	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一
計	大正二年度	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一
計	大正二年度	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一
計	大正二年度	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一	一、四八一

給水栓種類別

種別	年度	船	原	湯	家	專
		船	動	力	屋	用
新設	大正二年度	△	△	△	△	△
追加	大正二年度	△	△	△	△	△
變更	大正二年度	△	△	△	△	△
撤去	大正二年度	△	△	△	△	△
撤去	大正二年度	△	△	△	△	△
計	大正二年度	△	△	△	△	△
計	大正二年度	△	△	△	△	△
計	大正二年度	△	△	△	△	△
計	大正二年度	△	△	△	△	△
計	大正二年度	△	△	△	△	△
計	大正二年度	△	△	△	△	△

官公署	兵營	噴水灌泉池用	共用	共事及營業用	家料給水	無料給水	合計
△ 三一五	△ 一〇一	△ 八三	△ 二〇六	△ 二〇六	△ 二〇六	△ 二〇六	△ 一、一〇一
△ 三六五	△ 八	△ 三三	△ 三三	△ 三三	△ 三三	△ 三三	△ 一、一〇一
△ 七六八	△ 八	△ 二六	△ 二六	△ 二六	△ 二六	△ 二六	△ 一、一〇一
△ 八三	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一、一〇一
△ 八七	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一、一〇一
△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一、一〇一
△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一、一〇一
△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一、一〇一
△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一、一〇一
△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一一	△ 一、一〇一

(備考) 表中△印は同一装置にして數種の用途に亘るものを示す
昭和八年より原動力、船舶、官公署を専用給水事及營業用に合算す

量水器取付數

年度	量水器數	指數	年度	量水器數	指數
大正五年	八九、一四八	100	昭和二年	二五五、二五五	二八六
〃 一〇年	一一六、〇三二	130	〃 三年	二八一、三二二	三三五
〃 一四年	110五、五二六	124	〃 四年	三〇〇、一九八	三三七
昭和元年	三六、五三三	四〇	〃 五年	三六、七三二	四一

二業務狀況

(1) 料金制

水道事業は原則として公營であるが、之が料金決定には他の公營企業に比し公益的性質と社會政策的意義をより深く考慮せねばならぬのである。

本市に於ては是等事業の特質に充分の考慮を拂ひ料金を定めたもので、其の時代に即し左表の如く料金制の改正を行つたのである。而して明治二十八年の創設以來、多量使用者のみに對して、量水器を取付け計量給水をなしたのであるが、明治四十三年四月より各戸に量水器取付を斷行し全部計量制を樹立して現在の計量制度の端緒を開いたのである。

年度	種別		計量
	放	任	
(一) 自明治三〇年	專用	共用	計量
	家料給水	營業用	
〃 一〇年	湯屋	原動力	計量
〃 一四年	船舶	官公署	
〃 一八年	兵營	噴水灌泉池	計量
〃 二二年	共用計量		

使用料収入状況

年度	集金ニ依ルモノ		告知書發行ニ依ルモノ		合計	
	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
昭和六年	三,四八四・六六〇	三,〇八三・六六六	一,〇〇〇・〇〇〇	九七三・七三三	四,四八四・六六〇	四,〇五七・三九九
昭和七年	三,二八二・四七〇	三,〇五八・〇三三	一,〇〇〇・〇〇〇	九七三・七三三	四,二八二・四七〇	四,〇三一・七六六
昭和八年	三,七七一・五〇〇	三,〇九五・九四〇	一,〇〇〇・〇〇〇	九七三・七三三	四,七七一・五〇〇	四,〇六九・六七三
昭和九年	三,四七五・八二二	三,〇九三・八二二	一,〇〇〇・〇〇〇	九七三・七三三	四,四七五・八二二	四,〇六七・五五五

昭和十年度使用料収入状況

種別	集金ニ依ルモノ		告知書發行ニ依ルモノ		合計	
	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
専用栓家 事営業用	五,〇三六・一四〇	五,〇三六・一四〇	一,〇〇〇・〇〇〇	一,〇〇〇・〇〇〇	六,〇三六・一四〇	六,〇三六・一四〇
共用栓	八五八・六五三	八五八・六五三	一,〇〇〇・〇〇〇	一,〇〇〇・〇〇〇	一,八五八・六五三	一,八五八・六五三
湯屋	七九〇・五三三	七九〇・五三三	一,〇〇〇・〇〇〇	一,〇〇〇・〇〇〇	一,七九〇・五三三	一,七九〇・五三三
兵營用	〇	〇	一,〇〇〇・〇〇〇	一,〇〇〇・〇〇〇	一,〇〇〇・〇〇〇	一,〇〇〇・〇〇〇
噴水池	一,三三三・三七七	一,三三三・三七七	〇	〇	一,三三三・三七七	一,三三三・三七七
合計	六,六六六・〇〇〇	六,六六六・〇〇〇	三,〇〇〇・〇〇〇	三,〇〇〇・〇〇〇	九,六六六・〇〇〇	九,六六六・〇〇〇

(4) 市外給水

都市の保健衛生並に防火等保安を維持する爲には、單に其の市内のみでなく市外近接町村に對しても給水することが、自己防衛の立場から見ても必要である。

そこで本市の上水使用條例第二十八條には公益上必要ありと認むるときは市外給水することあるべきを規定して居る。是等の近接町村としても單獨に水道施設を爲すよりも都市淨水の供給を受け、單に配水設備のみを施すことゝすれば施設容易なる許りでなく、經濟的にも有利であるから是等の町村も水道施設に對する切實なる欲求を容易に満たすことが出来るのである。

本市は大正二年以來隣接町村に市外給水を行つて來たが、大正十四年の市域擴張に依つて、其の大部分が市域に編入せられた結果、現在では吹田町、巽村、阪北上水組合等に對して常時給水を爲し、又堺市に對しては同市の源水不足の場合にのみ給水することゝしてゐる。

市外給水量統計

年度	町名	守口町	吹田町	堺市	巽村	阪北上水組合	大阪府	其他	合計
昭和六年		九六、五九八	二、二七、八五五	三五四、四三二	〇	〇	〇	〇	三、四八、〇八五
昭和七年		九九五、〇〇〇	二、一七、五五六	四五一、五四九	〇	〇	〇	〇	三、六四、一〇五
昭和八年		三三八、三六四	六四六、六六七	〇	二、六六六	九、六三三	三〇五	〇	八、九七、六三四



第二編

昭和九年	昭和十年	昭和十一年
三三六、八三六 <small>立方米</small>	三三四、六七八	
七二八、三五〇 <small>立方米</small>	七九八、四三三	九三五、八九九
三二七、九〇〇 <small>立方米</small>	三三一、一七〇	四七六、五〇〇
一〇、六五四 <small>立方米</small>	三二、九四三	五九、四三三
一四三、八二〇 <small>立方米</small>	一九〇、一七七	三二八、〇六六
四二一 <small>立方米</small>		
七、八二二		
一、四八八、八〇〇 <small>立方米</small>	一、五五六、三九九	一、七九九、六四九

市外給水料金統計

年度	町名	守口町	吹田町	堺市	巽村	阪北上水組合	大阪府	其他	合計
昭和六年		一三、五八三・三三 <small>円</small>	二九、五八〇・四七 <small>円</small>	四、九六一・八九 <small>円</small>					四八、〇六六 <small>円</small>
昭和七年		一六、〇二五・八五	三五、六五〇・六〇	六、三二二・六八					五七、九八三 <small>円</small>
昭和八年		一八、五九二・三四	五〇、四七三・八七		九三・五三	一六三・四〇			六九、三七一 <small>円</small>
昭和九年		一八、四二一・九六	五、五五五・六八	二〇、二〇一・八七	七八三・〇〇	一〇、〇五二・六三	三三・〇七		一〇八、〇四一 <small>円</small>
昭和十年		一八、三〇四・八五	六、八四〇・九五	二〇、三六・〇五	二、三七七・三二	一、五四一・一九			二七、四二〇 <small>円</small>
昭和十一年			七一、四五〇・九二	三一、一〇一・五〇	四、五〇七・七六	二四、四三八・〇五		六〇九・九八	一三三、三三三 <small>円</small>

備考 大阪府の昭和九年度の給水料金は昭和八年度分を合算したものである。

其他は株式会社鴻池組（守口町工事現場）湊町保線事務所（中河内郡楠根町徳庵驛）への給水である。

第二編下 水道

第一章 概 説

一 沿革の概要

本市の地勢は一部の高臺地を除けば他は概して平坦な低地で、淀川をはじめ堂島・土佐堀の諸川及是等に連絡する大小幾多の枝川が縦横に貫流し西南の大坂灣に流入してゐる。従て豪雨の際には雨水は道路及溝渠に溢流し、其の上入口の増加と工業の發展とに伴つて激増せる汚水は、附近の枝川に殺到して河水を著しく濁濁せしめ都市の美觀を失ふのみならず、夏季旱天時には凡ゆる溝渠は悪水停滞し、不潔を極め傳染病發生の源泉となり、市民の保健衛生を脅かす状態となつた。夙に明治十九年及同二十三年兩度のコレラ病の流行を契機として、始めて下水道改良の急を痛感するに至つたが、財政其他の關係で具體案となつて議に上つたのは明治二十六年十月であつた。當時幾多の曲折を経て漸く明治二十七年以降五箇年の繼續事業として其の當時の全市域たる船場、島之内、土佐堀、阿波堀、靱、新町堀江、天満及梅田の各方面に於ける改良計畫を樹て、同年から其の工事に着手し逐年施行を急いだが、明治三十年四月に至り接續町村を市部に編入した結果、其の中最も下水排除の状態悪しき地域に於ける改良工事も併せ施行し、明治三十四年度に市の中央部殆んど全部の工事を完成した。之が本市下水道改良事業の嚆矢である。

其の後下水道改良計畫を樹立したが、當時財政上の都合に依て實施の運びに至らず、漸く明治四十二、四十三年度

に於ては工費十二萬五千餘圓を投じて一部分の改良施設をなし、續いて第一回下水道改良十箇年繼續事業として明治四十四年度から、工費五百八十八萬圓餘を以て、北野、上福島、西野田、九條、難波、木津、日本橋、今宮、天王寺及玉造の十排水區の工事に着手したが、國庫補助の關係上繼續年期を延長して大正十一年度に竣功した。尙ほ此の間北區火災跡地區整理に伴ふ下水道改良工事も併せて施行した。

大正十一年度以降新に第一期都市計畫事業として工費四百一萬餘圓を以て市岡、泉尾三軒家及西野田の三方面の工事を、又第二期都市計畫事業として工費四百八萬餘圓を以て善源寺東野田方面、四貫島春日出方面及西野田北部方面の工事を起し、前者は同十三年度に竣功し後者は昭和二年度に完成を見たのである。

又大正十四年四月の市域擴張に依り市部に編入せられた地域に對しては、大正十四年度以降昭和二年度に亘り失業應急事業として三回に分ち工費約百四十一萬餘圓を以て下水排除の應急的工事を施したが、更に人家稠密し其の發展最も著しく下水道改良の急務を要する八幡屋市岡、長柄中津、大仁海老江、天王寺中道、今宮、玉出及平野の七方面、約百十八萬餘坪の地域に對しては工費一千七百五十萬圓を以て昭和三年度以降十ヶ年繼續事業として、昭和三年九月着手し目下施行中である。他面文化の進展と人口の集中に伴ひ都市の下水處理問題は愈々その緊要性を加ふるに至つたので、昭和三年五月第二次都市計畫の一部として、全市の下水處理計畫を確立し、全市域を中部、北部、東部南部及淀川北部の五處理區に分ち各處理場を配し、爾後の下水道工事は此計畫を事業化して逐次施行する事とした。

上述の下水處理計畫の内、中部及北部の各一部に於て焦眉の急を要する本市中樞區域に對して昭和六年度から十二年度迄の繼續事業として下水處理事業を施行する事とし、昭和六年一月都市計畫事業として内閣の認可を得、昭和六年十二月十五日工事に着手し目下施行中である。此等の事業から除外された區域も輒近急速な市勢の發展に伴ひ人口

の激増と商工業の振興を來たし、使由水量は増加し下水の滯濁頗る著しく、その上昭和九年九月の風水害、昭和十年六月乃至九月に於ける前後數回に亘る豪雨の水禍に鑑み下水處理事業達成の必要を痛感するに至つたので、就中最も緊急と認めたる港 大正、阿部野 住吉、恩貴島 傳法、柴島 大和田、天王寺 中濱及都島 今福の六區域、合計面積六、三〇九ヘクタール八九に對し、都市計畫第五期下水道事業として工費五千八百五十萬圓を以て昭和十一年度以降七箇年繼續事業として實施する事とし、昭和十一年三月市會の議決を經、主務省の認可を得て昭和十二年五月十七日より工事に着手した。

昭和十二年三月迄に完成したる下水道事業の主なるもの及び現在施行中のものは次表の通りである。

種 別	年 度	工 費	面 積	戸 数	人 口	備 考
中央部 下水道改良事業	自明治 至大正	一、三三〇、三三三	一、八、七、〇〇〇	一、八、三、九	五、三、〇〇〇	
第一回 下水道改良事業	自明治 至大正	五、八、〇、八三三	一、〇、〇、〇〇〇	一、八、三、九	七、三、〇〇〇	
都市計畫第一期 下水道事業	自大正 至昭和	四、〇、七、七六〇	二、〇、〇、〇〇〇	三、〇、一、九六	一、五、〇、九六	
都市計畫第二期 下水道事業	自大正 至昭和	四、〇、〇、〇〇〇	二、〇、〇、〇〇〇	三、〇、一、九六	一、五、〇、九六	
都市計畫第三期 下水道事業	自昭和 至昭和	一、四、〇、〇〇〇	二、一、五、〇〇	一、八、一、〇〇	九、七、〇、〇〇	目下施行中
都市計畫第四期 下水道事業	自昭和 至昭和	二、二、〇、〇〇〇	二、〇、〇、〇〇〇	二、七、〇、〇〇〇	一、一、八、五、〇〇〇	目下施行中
都市計畫第五期 下水道事業	昭和十一年度以降 七ヶ年繼續	五、八、五、〇〇〇、〇〇〇	六、三、〇、九、八		二、六、一、〇〇〇	目下施行中

二 都市計畫第三期下水道事業

大正十四年市域擴張後に於ける舊市域の下水道改良事業は略々竣功を告げたが、舊市域殘部の内發展の顯著なる八幡屋市岡方面並に編入地域中人家稠密して商工業の發展せる大仁海老江、長柄中津、天王寺中道、今宮、玉出及平野の七方面は特に排水施設の急を要するものがあるので、昭和三年三月二十八日内閣の認可を得て都市計畫第三期下水道事業として、昭和三年度から十二年度に至る十箇年繼續で改良工事を施行することとし、昭和三年九月五日起債の許可を得て同月十日から着手し爾來その竣成を急いでゐる。

其の事業の概要と事業費及財源を示すと次の通りである。

計	概 要		事業費及財源
	排水區域	下水管延長	
	八幡屋市岡方面	六、三三 ^米	事業費 一七、五〇〇、〇〇〇圓
	大仁海老江方面	三、九四	
	長柄中津方面	三、二四	公債 一、三三三、五〇〇圓
	天王寺中道方面	六、七、四四	
	今宮方面	六、八、七五	給水料組入 七九二、〇〇〇圓
	玉出方面	四、〇、七〇	
	平野方面	一、一、七、七	受益者負擔金 五、三、〇〇、〇〇〇圓
計		三、一、四、一、一〇	國庫補助金 一〇八、〇〇〇圓
			財產賣却代 一一、〇〇〇圓
			雜收 入 二、〇〇〇圓
計			計 一、〇〇〇、〇〇〇圓

三 都市計畫第四期下水道事業 (下水處理事業)

大都市の保健衛生施設として下水の處理は最も重要な問題であつて、近年人口の激増と自家用水槽便所の増加とは益々市内河川を汚染し、悪臭を發散して市民の保健衛生並に都市美觀の見地から默過することの出来ない状態を示してゐる。其の上一般家庭の汲取式便所は病毒傳播の源泉となり市民の保健を脅かしつゝあるばかりでなく、此の尿尿汲取の不手廻の爲め常に其の悪臭に悩まされ、且不廉なる汲取料の負擔を餘儀なくせられ家庭經濟上からも相當考慮すべき問題となつてゐるが、此の難問題の根本的解決には下水處理設備の完成を俟つより他に方法はないのである。

下水處理は雨水、家事下水、浴場汚水、工場廢水及尿尿を全部含めた汚水を最も科學的に且經濟的に處分するものであつて、その方法は其の儘河川へ放流する自然的稀釋方法と、沈澱法、濾過法、灌漑法、殺菌法、促腐法、促進汚泥法等の人工的方法があるが、何れも一長一短を免れない。最近最も進歩してゐる方法は英米諸國に於て顯著な發達を遂げつゝある促進汚泥法であつて、それは面積の僅少、清淨度の高率と併せて悪臭を發散せない諸點から見て最も優越な方法と認められ、既に本市の實驗に依るも好成績を示してゐる。

本市の下水處理計畫は全市域を東部、中部、南部、北部、淀川北部の五處理區に分ち夫々處理場を配し、下水の處理を行つた後河海に排出するのであつて、先づ北部及中部處理區の内最も急務を要する市の中樞區域に對して處理事業を實施することとし、昭和六年二月十三日に内閣の認可を、十一月九日に起債認可を得て同年十二月十五日から工事を始め鋭意其の完成を急いで居る。然し乍ら當初の事業年度割に對して工事の着手が一箇年餘遅延したのと實施の結果地下埋設物の錯綜があり、更に昭和九年九月廿一日の風水害に依り工事の進捗を著しく阻害せられた結果、既定計

畫の一部を變更し、水害防止対策として處理場周圍防水壁の築造及自家用原動設備を加へ、工費を壹千八百萬圓とし
事業年度を一ヶ年半延長して其の完成期を昭和十二年九月に變更した。

其後一部起債許可の關係上、工事に着手し得ないものがあり、又地盤軟弱の爲め、基礎工事其他の關係により工費
の不足を招來した外、昭和十年度の大降雨時の慘狀に鑑み下水道幹枝線増加の必要を生じ更に汚泥處理設備の新計畫
等の事由により既定計畫に一部變更を行ひ、總事業費を二百六十萬圓に増加し、竣功期限を昭和十四年九月に延期
すべく市會の議決を得て、目下主務省に許可申請中である。

今、本事業の更正概要を示すと次の通りである。

事業概要

一、中部處理區の内

一、區 域

浪速區の大部、北區、東區、天王寺區、南區、西區の一部

二、排水面積

一千四百三「ヘクタール」

三、豫想處理人口

七十三萬四千人

四、處理場、汚泥乾燥場、抽水所及下水道幹枝線の名稱、位置等の大要

(イ) 津守處理場

西成區津守町地内

面積 約五萬八千七百平方
米

主要設備 沈砂池、沈澱池、唧筒場、放流溝、淨化裝置、自家用原動設備、汚泥處理設備の内、汚泥貯留槽及消化
槽等

(ロ) 南恩加島汚泥乾燥場

位 置 大正區南恩加島町既設木津川塵芥焼却場構内

主要設備 汚泥受槽、濾過脱水機、乾燥裝置等

(ハ) 中之島抽水所

位 置 北區中之島四丁目地内

面積 約二百六十四平方
米

(ニ) 下水道幹枝線

東横堀津守幹枝線、船場島之内幹枝線、土佐堀櫻川幹枝線、難波幹線、西濱幹線、今宮北幹線、末吉橋通幹線、長堀幹線、
道頓堀幹線、櫻川幹線

二、北郎處理區の内

一、區 域

北區、此花區、東淀川區、西淀川區の一部

二、排水面積

約一千六「ヘクタール」

三、豫想處理人口

四十五萬一千人

四、處理場抽水所及下水道幹枝線の名稱、位置等の大要

(イ) 海老江處理場

位 置 西淀川區海老江町地内

面積 約三萬六千平方
米

主要設備 沈砂池、沈澱池、唧筒場、放流溝、淨化裝置、自家用原動設備等

(ロ) 北野抽水所 (既設のものを使用す)

位 置 西淀川區大仁町地内

面積 約三千九百六十平方
米

(ハ) 下水道幹枝線

堂島海老江幹線、北野幹線、福島幹線、西野田幹線

事業費及財源

事業費	三、六〇〇、〇〇〇圓
財源	
公債	一七、三三、九六圓
受益者負擔金	四、二八九、一三圓
國庫補助金	一、〇〇〇圓
財産賣却代	五、九五圓
雑収入	一九、八六圓
計	三、六〇〇、〇〇〇圓

四 失業救済事業

前述下水道改良未着手の地域は在來下水路の排水不充分なため降雨の際には附近人家に浸水するばかりでなく、路上に氾濫して衛生交通上等閑に附し得ないので、此方面に對する下水道事業の實施に至る迄の應急措置として下水管渠の築造、水路の浚渫並は護岸修築等を失業救済事業として逐次部分的に施行した。昭和十年度末迄に施行した此種の事業の概要を示すと次の通りである。

事業種別	事業費決算額	工事着手年月	工事竣工年月	下水管渠築造延長	抽水所新設	水路開鑿
第一回失業救済事業	九五、九三三・四	大正二四、三	大正二五、九	五、八五八		*

第二回失業救済事業	三三、〇〇、五三六・〇	大正二五、三	昭和二、三	六、二一九		
第三回失業救済事業	二四、七、〇五・二	昭和二、三	昭和三、九	六、九九八		
第四回失業救済事業	一九、六二二・六	昭和三、三	昭和四、三	七、九六一		
第五回失業救済事業	一一、五〇〇・二	昭和四、三	昭和五、三	四、八四八		
第九回失業救済事業	一七、三三七・五	昭和六、三	昭和七、三	七、九〇三	一ヶ所	一、〇五三
第十一回失業救済事業	一五、四、五三・五	昭和七、三	昭和七、一〇	六、八九三		
第十三回失業救済事業	九、〇七、九六・七	昭和七、二	昭和八、七	三、八二八		一九五
融和應急事業	九、一四、一〇	昭和七、三	昭和八、三	七、九		
第十五回失業救済事業	七、五、三、五・四	昭和八、七	昭和九、一〇	一九、二一〇		三、四三
融和應急事業	一〇、一〇、一〇	昭和八、二	昭和九、二	六、七九		
第十七回失業救済事業	二、五、六、七、七・六	昭和九、六	昭和一〇、三	一〇、七六六		
融和應急事業	四、八〇一・三	昭和一〇、二	昭和一〇、三	三、八九		
第十九回失業救済事業	一八、三、九三・三	昭和一〇、〇	目下施行中	七、八五〇		
融和應急事業	三、一〇、一四	昭和一〇、三	昭和一一、三	三、三六	一ヶ所	一、〇九〇
計	四、〇、八、八八・四			一〇一、九〇一		

五 都市計畫第五期下水道事業

都市計畫第三期下水道事業及都市計畫(第四期)下水處理事業から除外せられた區域中、輾近急速な發展を遂げ下水道完備の急施を要するものがあるので、昭和十一年度以降七箇年の繼續事業として都市計畫第五期下水道事業を實

施することになった。其總排水面積は約六千三百九「ヘクタール」八九(約一千九百八萬七千坪)、計畫處理人口には約二百二十六萬一千人で其處理方法は總て促進汚泥法に據ることとした。
 本事業の概要と事業費及財源を示せば次の通りである。

處理區域	排水面積	豫想處理人口	事業費	處理場及抽水所
中部處理區 (港、大、正、阿、吉、恩、法、柴、田、天、濱、都、同)	一、〇六六、四三〇 七六六、五四四 三三三、〇〇八 一、二四六、四七〇 一、八四三、三三六 六、七三三、〇〇〇 六、三〇九、八八九	五七三 二二六 一〇七 七二五 七二五 三三〇 二、三六一	九、九四四、〇四四 九、七七、九九九 三、五〇一、三九八 一、三、五二六、〇九九 一、五、五七二、五七七 六、三、〇〇、三三三 五八、五〇〇、〇〇〇	千島處理場、港、境川(擴張)、市岡(同上)、小林(一部模倣替)抽水所 大和田處理場 高見處理場 恩貴島抽水所(擴張) 福町處理場 福本抽水所 中濱處理場 今福處理場 東野田抽水所(擴張)
計			五八、五〇〇、〇〇〇圓	

事業費及財源

事業費	五八、五〇〇、〇〇〇圓
公債	四一、七〇一、〇五八圓
受益者負擔金	一六、七三三、六三三圓
國庫補助金	六、〇〇〇圓
財産賣却代	三七、三二四圓

備考

雜收入	二、〇一八圓
計	五八、五〇〇、〇〇〇圓

一、公債

公債は額面壹百圓に付手取九拾八圓利率年四分五厘の割合豫定を以て事業年度中毎年所要額を發行し事業費に充當するものとし、其の額面總額四千二百五十五萬二千百圓手取額四千壹百七十萬壹千五百八十八圓を計上した。而して事業費に充當した公債の償還に關しては、本事業完成の翌年度から三十ヶ年間即ち昭和十八年度以降同四十七年度迄に下水道使用料及國庫補助金を以て之に充てることとし事業期間中の利子は毎年利子支拂充當公債を起し所要利子額を支拂ふ計畫である。

二、受益者負擔金

都市計畫事業として施行する下水道事業に就ては其の受益者から負擔金を徴收するの途が拓けてゐるのであつて、本事業に於ける受益者負擔金は事業費總額の四分の一として處理區内受益者の土地面積に均等に賦課し、一部の地域に特設を要する下水管渠工事費は其の地域内受益者の土地面積に均等に賦課増徴するものとした。

受益者負擔金を分割納入せんとする者に對しては年利四分五厘に相當する増加負擔金を徴收して之を承認するものとし其全額二百拾三萬八千六百四十三圓の收入を見込んだのである。

三、國庫補助金

國庫補助金は事業費總額五千八百五拾萬圓の内、受益者負擔金壹千六百七十六萬三千六百四十三圓を控除したる殘額四千壹百七十三萬六千三百五十七圓の三分の一即ち壹千三百九十一萬二千圓の下付を受くるものとして昭和十二年度以降、事業年度中は毎年壹千圓宛を計上し殘餘は公債償還財源に充當する豫定である。

四、財産賣却代

本事業實施に伴つて生ずる「セメント」等の空容器、破損工具其他の殘屑品及不用建物等の賣却代金の收入がある見込で計

五、雑。 收入
 上した。
 本事業實施に伴ひ前各項以外に違約金其他相當雑收入がある見込で計上した。

第二章 設備及作業

一 設備概要

排水面積積 六、一二三・六五ヘクタール
 下水道管渠延長 九六一、六二六米
 下水抽水所 十八ヶ所
 下水淨化装置 一ヶ所

下水抽水所

(1) 下水改良事業關係

位 置	排水面積計畫人口	處理量		ポンプ馬力、口径及臺數		動力	使用方法	設備ノ概要
		晴天時	降雨時	晴天時	降雨時			
北野田抽水所	二七・四三	〇・三六	四・四六	五 HP	九口径	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
東野田抽水所	一六二・八五三	〇・三六	四・四六	五 HP	九口径	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ

位 置	排水面積計畫人口	晴天時	降雨時	晴天時	降雨時	動力	使用方法	設備ノ概要
此花區上福島所	七七・〇七	〇・一〇四	一・八六	四七・五	七六二	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
此花區新家町	一七五・六三	〇・三三	三・五三	五七・五	七六二	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
西野田抽水所	一〇五・三七八	〇・三三	三・五三	五七・五	七六二	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
此花區春日出町	二二〇・一三	〇・二六	二・五七	五〇	五六〇	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
恩貴島抽水所	二二〇・一三	〇・二六	二・五七	五〇	五六〇	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
西淀川區傳法所	四一・三六	〇・〇六六	一・五五	一七	四〇五	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
西淀川區大和田町	四一・三六	〇・〇六六	一・五五	一七	四〇五	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
大和田區排水所	四一・三六	〇・〇六六	一・五五	一七	四〇五	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
港區北境川所	二九・八五	〇・〇六	二・五四	三六	六六一	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
市港區無川北通所	四九・六六	〇・〇六	一・〇六	八五	一、〇四〇	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
大正區小林町	一八・五〇	〇・二五	三・四七	四〇	五〇〇	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
浪速區木津川町	四〇・九三	〇・〇五五	一・一八	二五	五八	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ

種別 中部處理區津守處理場 北部處理區海老江處理場

(1) 設備の概要

種別	位置	下水處理面積	計畫人口	計畫處理量		ポンプ馬力及口径		殺菌裝置	處分方法
				晴天時	降雨時	晴天時	降雨時		
西成區津守	津守區津守	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇一七	四〇、〇六八	九〇	七〇〇	フノ行場合ニ備	フ製造瓦ス採行
西成區津守	津守區津守	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇一七	四〇、〇六八	九〇	七〇〇	フノ行場合ニ備	フ製造瓦ス採行

下水處理場

備考 北野抽水所は別途省線大阪縣改良事業にて移轉建設せるものを一部模様替の上本事業に使用した。

北野抽水所	中之島四丁目	三、七五、九二	一、〇〇、〇〇〇	〇・六九五	〇・二九二	七五	六六六	七五	六六六	場海老江ニ送ル	ン減速車連結ボ
西成區津守	津守區津守	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇一七	四〇、〇六八	九〇	七〇〇	フノ行場合ニ備	フ製造瓦ス採行		

(2) 下水處理事業關係

種別	位置	排水面積	計畫人口	排水容量		ポンプ馬力及口径		動力	使用方法	設備ノ概要	
				晴天時	降雨時	晴天時	降雨時				
東成區北中濱	今宮抽水所	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	〇・三二	四・六	一五	六六六	七五	六六六	場海老江ニ送ル	ン減速車連結ボ
西成區津守	津守區津守	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇一七	四〇、〇六八	九〇	七〇〇	フノ行場合ニ備	フ製造瓦ス採行		

沈 澄 槽	分 離 污 泥 槽	污 泥 貯 溜 槽	污 泥 唧 筒 室	沈 澱 池 污 泥 唧 筒 室	過 剩 污 泥 唧 筒 室	污 泥 唧 筒 其 他	流 出 渠	排 出 井
幅三・五米 長三・三米 深四・五米 三槽	直徑三〇〇米 深四・九米 一槽	直徑三〇米 深四・九米 一槽	梁間一〇〇米 桁行三・〇米 建坪二・〇平方米(六三・七坪)平家建 一棟	建坪三平方米(六坪) 平家建 一棟		返送汚泥唧筒 過剩汚泥唧筒 沈澱池汚泥唧筒 排水唧筒 (三〇馬力 二臺) (二〇馬力 一臺) (七・五馬力 一臺) (五馬力 一臺) (一五馬力 二臺) (五馬力 二臺)	幅深共三〇米 延長七・五米 一ヶ所	幅五・〇米 長三・〇米 深五・〇米 一ヶ所
幅三・五米 長三・三米 深四・五米 三槽	直徑二六〇米 深五・〇米 一槽	直徑二六米 深五・〇米 二槽	梁間九〇米 桁行三・〇米 建坪八・九平方米(七三・三坪)平家建 一棟	建坪四平方米(三三・三坪) 平家建 一棟		返送汚泥唧筒 過剩汚泥唧筒 沈澱池汚泥唧筒 排水唧筒 (二〇馬力 二臺) (一五馬力 一臺) (七・五馬力 三臺) (五馬力 三臺)	幅深共一六米 延長三・五米 一ヶ所	幅四・五米 長六・二米 深三・〇米 一ヶ所

流入幹線	沈砂池	唧筒室	電動筒唧機	沈澱池	曝氣槽	汚泥再曝槽
幅管底高O.P.(1) 深四・〇七米 四・〇〇米 三・六九米	幅一五・二五米 深三・八〇米 一池	梁間一八米 桁行六四米 建坪一・三三平方米(四一・五坪) 二階建 (一階ハ事務室及従業員宿舍ニ充ツ) 受配電設備一、〇〇K・V・A 單相油入變壓器七臺 (内一臺豫備)	口徑一、二〇〇 排水量毎秒三・六〇立方 口徑一、〇〇〇 排水量毎秒三・五〇立方 口徑八〇〇 排水量毎秒三・五〇立方 口徑六〇〇 排水量毎秒三・八五立方 五臺 二臺 五臺	幅七・四四米 深四・七三米 二池	幅七・一七米 長八・九〇米 深五・〇米 六槽	幅四・五米 長七・六〇米 深五・四五米 一槽
幅管底高O.P.(1) 深三・六九米 三・一六米 二・九一米	幅三・三〇米 深三・八〇米 二池	梁間一八米 桁行六四米 建坪一・三三平方米(四一・五坪) 平家建 受配電設備一、〇〇K・V・A 同上 (内一臺豫備)	口徑一、二〇〇 排水量毎秒三・七〇立方 口徑一、〇〇〇 排水量毎秒三・三〇立方 口徑八〇〇 排水量毎秒三・三〇立方 口徑六〇〇 排水量毎秒三・五二立方 五臺 一臺 四臺	幅四・三六米 長三・三六米 深四・二二米 二池	幅七・二米 長六・九〇米 深五・〇米 三槽	幅四・〇米 長七・〇米 深五・四四米 一槽

排 流 溝	幅深共三〇米 延長三六·六米 外二抽水所共用 幅三·八米 深三·〇米 延長三五·四米 幅三·八米 深三·八五米 延長四三·六米 幅四·三米 深三·七米 延長三三·六米	抽水所下共用 放水路橋幅一·二米 深一·八五米 放流暗渠 幅深共一·五米 延長三·七米 幅深共二·〇米 延長一·五米	二條
避 溢 溝	幅深共三·〇米 延長三二·一米	幅深共二·五米 延長三·五米 外二抽水所下共用 幅三·〇米 深二·五米 延長四七·四米 幅三·五米 深二·五米 延長八七·九米	一棟
發 電 所	建坪六九〇平方米(二〇九坪) 平家建	建坪七五五平方米(二〇四坪) 平家建	一棟
發 電 設 備	重油機關 七五〇馬力 發電機 五〇〇KW	重油機關 一、〇〇〇馬力 發電機 六六八KW	三臺
電 動 壓 氣 機	送風量每分二五立方分米 風壓每平方厘米〇·五五近 送風量每分二〇立方分米 風壓每平方厘米〇·三三近 四〇馬力	送風量每分二〇立方分米 風壓每平方厘米〇·五五近 送風量每分二五立方分米 風壓每平方厘米〇·三三近 三〇馬力	三臺 一臺
污 泥 消 化 槽	直徑二·四四米 深八·八五米 直徑二·四四米 深七·三三米		二槽
消 化 污 泥 瀘 過 室	建坪二九九平方米(八三·三坪) 木造平家建		一棟

眞 空 瀘 過 機	徑三·四三米 長三·四三米		二臺
過 剩 促 進 污 泥 壓 送 唧 筒	過剩促進污泥壓送唧筒三〇馬力		二臺
污 泥 壓 送 唧 筒 室		建坪八〇平方米(二四·二坪) 平家建	一棟
污 泥 壓 送 唧 筒		容量三〇馬力	二臺

(2) 處理方法

中部處理區南恩加島污泥乾燥場設備

污泥受槽 直徑七·五米 深五·三米 一槽

布瀘過室 建坪三七八平方米(二四坪) 二階建 一棟

布瀘過機 長六·五米 巾四米 二〇臺

瀘過污泥唧筒 容量三〇馬力 三臺

眞空瀘過室 建坪一八〇平方米(五·五坪)木造平家建 一棟

眞空瀘過機 徑三·四三米 長三·〇五米 三臺

污泥乾燥裝置 建坪三九九平方米(二四坪)三階建 二棟

污泥乾燥爐 長五·五米 巾三·六米 高五米 二爐

汚水処理方式は送氣攪拌式促進汚泥法に依る。處理場に到達せる下水は先づ除塵装置及沈砂池により、浮游物並に砂礫等を除去せられ、處理を要しない雨水の大部分は降雨時用唧筒に依り附近の河川に排水せられ、處理すべき汚水は晴天時用唧筒により沈澱池に汲揚げられ、次で混和槽、曝氣槽及沈澱槽を経て淨化せられ、附近河川に放流せらるゝのである。曝氣槽には豫め混和槽にて促進汚泥を混和されたる下水を引き入れ、撒氣版よりの撒氣に依る曝氣作用を受けたる後、生成汚泥を沈澱槽に沈澱せしめ其の上澄水は河川に排流せらるゝのである。尙ほ沈澱槽内に沈澱せる汚泥は處理事業計畫當初は海中投棄又は肥料等別途に處分することゝしてゐたが、事業實施以後調査研究を進めたる結果、最も適切なる方法と思料せらるゝ汚泥の利用處理方法（汚泥瓦斯の回收及び汚泥肥料の回收）を實施すべく、先づ津守處理場にその設備を新設することにしたのである。

二 維持作業

昭和十年度末の統計に依れば既設下水管の總延長は九十六萬一千六百餘米であつて、明治三十四年最初の下水道改良事業完成時の下水管延長約十八萬米に比較すると約五倍の増加を示し、而も設備の著しく改良された現状を見れば實に隔世の感がある。今最近八ヶ年の下水管敷設出來高と累計を示すと次の通りである。

既設下水管延長

(各年度末現在)

年 度	出來高延長	果 計	備 考
昭和 二 年 迄	米 一	五四八、六七・二八	第二期下水改良事業終了

年 度	出來高延長	果 計	備 考
三 年	九、六四・三四	五五八、三三・四三	第三期下水道事業着手
四 年	一八、〇〇・九四	五七六、三三・三六	
五 年	二六、一七・六九	六〇二、四九・〇五	
六 年	三五、五五・三一	六三八、〇四・一八	下水處理事業(第四期下水道事業該當)着手
七 年	四八、〇〇・八五	六八六、〇三・〇三	
八 年	七二、三〇・三三	七五八、三三・三五	
九 年	九〇、六七・七七	八四九、〇〇・四三	
一〇 年	一一二、六二・七二	九六一、六三・一三	

既設管渠は常に適切な方法に依つて管内掃除を施行し、汚水雨水の疏通の萬全を期して居るが、低地部分に在つては抽水所に導水し、沈砂及除塵を施したる上電動唧筒に依り、高地部分に在つては自然放流に依り何れも附近の河川へ排流するのである。而して管渠の監視及設備の修繕は絶えず之を行ひ下水道の維持作業に努めてゐる。

年 度	排水及浚渫の總量	修繕件數	築 築 延長	維 持 費
昭和 七 年	二七、三三・〇〇 ^{立方米}	一、九七七	一、四七 ^米	二八六、八八・七〇 ^円
八 年	二八、五〇・〇〇	二、八九二	一、七〇	三三三、三三・〇九
九 年	三二、九二・六〇	五、〇六五	四九三	三八一、四三・六九
一〇 年	四一、三三・二二	七、七五三	二、三九三	四三〇、〇六・二〇

(備考) 維持費中には事務費を含む

三 下水道溝上管理

下水道溝上は開渠暗渠を問はず下水道の維持修繕に支障のない限り願出に依つて本市は溝上使用規則に基いて使用を許可してゐるが年と共にその數を増しつゝある。本市下水道管理は其の溝渠の屬する道路等級に準據し、一等から七等迄に區分して使用料を定め一坪當最高年額三十圓、最低二圓を以つて使用を許可してゐる。而して現在使用許可を與へてゐるものは四千六百餘件で其延面積實に一萬八千餘坪に及び一ヶ年之が使用料は十一萬二千三百餘圓に達してゐる。

四 下水道受託工事

從來私設下水管の本管接続に關しては各施設者に於て適當に施行すべく許可して來たが、降雨時に於ける浸水の害は是等私設下水管の本管接続不完全に起因する場合が多いので、下水道管理の立場から、昭和九年五月以來認定道路敷に屬する下水管の接続は本市に於て受託施行することに改めた結果、管理上好成績を示してゐる。受託件數は昭和九年度中は僅か六十八件に過ぎなかつたが、十年度に於ては一躍二百七十七件となり、其の延長は四千六百七十七米餘工事費は九萬八千七百三十四圓餘を算するに至り、益々増加の趨勢を示し、改良下水の進捗と相俟つて排水施設の萬全を期待し得るに至つた。

第三章 事業の財源

本邦都市の下水道事業の發展の遅れたる事由の主なるものは、その財源難にある。事業財源としては公債、受益者

負擔金及下水道使用料等を擧げ得るが、本市は事業着手以來常に、この財源難の克服に努力を拂ひつゝ、鋭意下水道事業の完成に邁進して來たのである。今事業建設費並に財源を示せば次の通りである。

事業別	財源						
	中央部下水道改良	下水道一回改良	都市計畫第一期下水道	都市計畫第二期下水道	都市計畫第三期下水道	都市計畫下水處理	都市計畫第五期下水道
公債	118,110.1	42,777.7	10,410.0	4,620.0	1,400,000.0	3,200,000.0	4,400,000.0
國庫補助金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
受益者負擔金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水道使用料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水道蓄積金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
基本財産繰入	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
財産賣却代	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
市税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家屋税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電氣事業利益	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一時借入金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雑收入	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	118,110.1	42,777.7	10,410.0	4,620.0	1,400,000.0	3,200,000.0	4,400,000.0

備考 第一回下水道改良事業費は築港埋立下水改良災害地区下水改良費を含み、其財源たる雑収入は普通経済剰餘金を含む。

(1) 受益者負擔金

本市に於て都市計畫第一期下水道事業施行以來徴收してゐる受益者負擔金を見るに、其の負擔額は事業費豫算の六分の一(都市計畫第一期下水道事業及)或は四分の一(都市計畫第三期下水道事業及)であつて、昭和十一年三月末日現在の徴收状態は次表の通りである。尙、都市計畫第五期下水道事業については總工費の四分の一として徴收の準備中である。

事業ノ種類	施行期間	總事業費	排水區別	各區事業費	負擔金測定額	負擔金徴收額
都市計畫第一期 下水道事業	自大正十一年 至大正十二年 度	四六〇,〇〇〇 円	西野田 市岡	四二八,六四一 円	六七,九四三 円	六七,九四三 円
都市計畫第二期 下水道事業	自大正十三年 至昭和十二年 度	四,三〇〇,〇〇〇	西野田(イ) 西野田(ロ) 計 泉尾三軒家 四貫島春日出 善源寺東野田	三〇六,六四五 一八,四六七 四,三〇〇,〇〇〇 二,一八八,五五七 二,四九九,五五 二,三〇六,六四八 四,二七三,五五 三,三九九,三九〇 二,一〇二,一〇〇 二,四四,三九六 四,七三三,五八三 四,七三三,五八三 七,〇二九,五五九 八二九,一八六 四,三三七,六七三 四,三〇〇,〇〇〇	四九,五三三 三,〇八二 六三三,七二四 七三,四二六 六三,七九七 五四七,〇〇一 九六一,七九六 八三,三三三 五七〇,五〇八 六,一七六四 四,三三〇,八三三 二,九一,八六七 二,〇二九,五五九 一,二〇六,四四七 四,二六八,三三四 四,三〇〇,〇〇〇	四九,五三三 三,〇八二 六三三,七二四 七三,四二六 六三,七九七 五四七,〇〇一 九六一,七九六 八三,三三三 五七〇,五〇八 六,一七六四 四,三三〇,八三三 二,九一,八六七 二,〇二九,五五九 一,二〇六,四四七 四,二六八,三三四 四,三〇〇,〇〇〇

都市計畫第三期 下水道事業	自昭和十二年 至昭和十三年 度	一七,五〇〇,〇〇〇 円	西野田(イ) 西野田(ロ) 計 八幡屋、市岡 大仁海老江 長柄中津 天王寺中道 今宮 玉出 平野 計 中部處理區 放流區域 計 北部處理區 放流區域 抽水區域 抽水區域	三〇六,六四五 一八,四六七 四,三〇〇,〇〇〇 二,一八八,五五七 二,四九九,五五 二,三〇六,六四八 四,二七三,五五 三,三九九,三九〇 二,一〇二,一〇〇 二,四四,三九六 四,七三三,五八三 四,七三三,五八三 七,〇二九,五五九 八二九,一八六 四,三三七,六七三 四,三〇〇,〇〇〇	四九,五三三 三,〇八二 六三三,七二四 七三,四二六 六三,七九七 五四七,〇〇一 九六一,七九六 八三,三三三 五七〇,五〇八 六,一七六四 四,三三〇,八三三 二,九一,八六七 二,〇二九,五五九 一,二〇六,四四七 四,二六八,三三四 四,三〇〇,〇〇〇	四九,五三三 三,〇八二 六三三,七二四 七三,四二六 六三,七九七 五四七,〇〇一 九六一,七九六 八三,三三三 五七〇,五〇八 六,一七六四 四,三三〇,八三三 二,九一,八六七 二,〇二九,五五九 一,二〇六,四四七 四,二六八,三三四 四,三〇〇,〇〇〇
都市計畫第一期 下水道事業	自昭和六年 至昭和十二年 度	三,三〇〇,〇〇〇	計 中部處理區 放流區域 計 北部處理區 放流區域 抽水區域 抽水區域	四,三〇〇,〇〇〇 四,七三三,五八三 七,〇二九,五五九 八二九,一八六 四,三三七,六七三 四,三〇〇,〇〇〇	四,三〇〇,〇〇〇 四,七三三,五八三 七,〇二九,五五九 八二九,一八六 四,三三七,六七三 四,三〇〇,〇〇〇	

備考 一、都市計畫第一期下水道事業の各區事業費中には受益者負擔金に關係なき金額三〇五、〇二七圓を含めり

- 二、負擔金調定額及徴收額中には分納利子を含む
- 三、都市計畫第一期下水道事業に於て調定額に比し徴收額の四百五十一圓少きは負擔義務者中限定承認により徴收不能のものなり
- 四、太字金額は負擔金賦課後事業費を追加せるものなり

(2) 下水道使用料

下水道使用料徴收の可否に付いては論議の岐れる所であるが、我國に於ては下水道の如き公營造物の築造維持經營の費用は租稅收入を以て支辨するを正當なりとする考へ方が現在の我國下水道の發展を阻害して來た大きな原因となつてゐることは否定することが出来ない。

下水道事業は都市全體の衛生改善施設たるは勿論、下水處理區域内の土地所有者はこれが爲に土地の經濟的價值が向上するのみならず、下水處理場の完成は家屋所有者に利便を與へること甚大であるから設備に要する經費の一部を負擔するも決して不當ではない。而も下水道事業はその完成に長年月を要し、地域的にも順を追ふて施行する結果負擔能力を標準として賦課する租稅收入を以て市民全體に之等の經費を負擔せしめることは寧ろ公平を缺くものであつて其の利用程度に應じ其の關係者に築造維持費を負擔せしめることが事業の促進を圖ると共に公平の原則に準據し得るのである。本市に於ては下水處理事業完成後其地域に對して下水道使用料を徴收して公債償還財源並に維持管理

費に充當する計畫を定め目下施行中の下水處理事業に就ては昭和十三年度以降年額壹百萬圓、又第五期下水道事業に就ては昭和十八年度以降年額二百五十七萬五千圓の下水道使用料を公債償還財源に充當すべく主務省の許可を得てゐるのである。

— 終 —

附

錄

水道關係法規

水道條例

大阪市上水道使用條例

同施行細則

船舶給水規則

(大阪府設港灣設備使用條例施行細則投萃)

下水溝法

同施行規則

下水管理規則

下水溝上使用規則

同第十條ニ依ル使用料

汚物掃除法

同施行規則

水道條例

(明治二十三年二月十三日法律第九號)

改正(明治四十四年三月法律第四三號、大正二年四月同第一五號、十年四月八日同第五六號)

第一條 水道トハ市町村ノ住民ノ需要ニ應ジ給水ノ目的ヲ以テ布設スル水道ヲ云ヒ水道用地トハ水源池、貯水池、濾水場、唧水場及水道線路ニ要スル地ヲ云フ

第二條 水道ハ市町村其公費ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ布設スルコトヲ得ス但當該市町村ニ於テ其資力ニ堪ヘサルトキハ市町村以外ノ企業者ニ水道ノ布設ヲ許可スルコトアルヘシ

第三條 市町村ニ於テ水道ヲ布設セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其目論見書ニ左ノ事項ヲ詳記シ地方長官ヲ經テ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一 水道事務所ノ所在地
第二 水源ノ位置 河川池湖又ハ堀井ノ別其周圍ノ概況 及其水量ノ概算但圖面及水質ノ試験表ヲ添フヘシ

第三 水道線路及水道線路ニ沿フタル地名、貯水池、濾水場、唧水場ノ位置但圖面ヲ添フヘシ

第四 給水ノ區域其人口及其一人一日ニ對スル平均給水量
第五 人口増殖及多量ノ水ヲ用フル製造場等ニ對スル給水量

増加ノ見込

第六 水壓ノ概算

第七 工事方法

第八 起工並竣工期限

第九 工費ノ總額其收入支出ノ方法及其概算

第十 水料ノ等級、價格、水料徵收ノ方法及經常收支ノ概算
市町村ニ非サル企業者ニ在リテハ前掲各號ノ外企業ノ組織、資本ノ總額及許可年限ヲ記載スヘシ

第四條 内務大臣ハ前條ノ圖面書類ヲ審査シ不都合ナシト認ムルトキハ水道布設ノ認可狀又ハ許可書ヲ與フヘシ
市町村ニ非サル企業者ノ出願ニ對シテハ内務大臣ハ必要ト認ムル事項ヲ許可書ニ附シテ命令スルコトヲ得

第五條 水道用地ハ國稅其ノ他ノ公課ヲ免除ス

第六條 官有ノ土地ニシテ水道用地ニ必要ナルモノハ之ヲ拂下ケ又ハ貸付スヘシ

第七條 水管ヲ官有地又ハ公道ノ地下ニ布設セントスルトキハ當該行政廳ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 地方長官ハ隨時當該官吏又ハ技術官ヲ派遣シテ水道工事及水質水量ヲ検査セシメ其改築修理ヲ要シ又ハ水質不良水量不足ナリト認ムルトキハ相當ノ猶豫期日ヲ定メテ之カ改

良ヲ市町村ニ命スヘシ

第九條 市町村ハ工事落成又ハ改築修理ヲ了リタルトキハ地方官廳ニ届出監査ヲ受クヘシ

第十條 水道ノ給水ヲ受クル者ハ水質水量ノ検査ヲ市町村長ニ請求スルコトヲ得

第十一條 家屋内ノ給水用具及本支水管ヨリ之ニ接続スル細管ハ市町村ノ所定ニ從ヒ之ヲ設置シ其費用ハ水道ノ給水ヲ受クル家主ノ負擔トス但市町村ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ設置シ其費用ヲ負擔スルコトヲ得

第十二條 市町村ノ水道掛ハ午前八時ヨリ午後五時迄ノ内ニ於テ家屋内ノ給水用具ヲ検査スルコトヲ得但水道掛ハ其證票ヲ携帯スヘシ

第十三條 市町村長ハ水道掛ノ報告ニ依リ家屋内ノ給水用具不完全ナリト認ムルトキハ相當ノ猶豫期日ヲ定メテ之ヲ修繕ヲ爲サシムヘシ

第十四條 家主若シ其修繕ヲ怠ルトキハ市町村ニ於テ之ヲ修繕シ其費用ヲ徴收スルコトヲ得

第十五條 家主ハ家屋内給水用具ノ設置又ハ其ノ修繕ヲ了リタルトキハ市町村ノ水道掛ニ届出ツヘシ水道掛ハ速ニ之ヲ検査スヘシ

第十五條 市町村ハ一家専用ノ給水用具ヲ設クル能ハサルモノノ爲メニ共用給水器ヲ設クヘシ

第十六條 市町村ハ消防用ノ爲メニ消火栓ヲ設置スヘシ消防用ニ消費シタル水ハ水料ヲ徴收スヘカラス

第十七條 市町村ニ非サル企業者ノ布設シタル水道ニシテ許可年限ノ滿了シタル後ハ關係市町村ハ水道布設ニ要シタル費用ヲ支拂ヒ其水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ヲ買收スルコトヲ得但水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ニシテ布設當時ニ比シ價格ヲ減損シタルモノアルトキハ水道布設ニ要シタル費用ヨリ之ヲ控除ス

第十八條 市町村ニ非サル企業者トノ間ニ爭前項費用ノ範圍及金額ニ關シ當該市町村ト企業者トノ間ニ爭アルトキハ地方官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十九條 市町村ニ非サル企業者ノ布設シタル水道ニシテ關係市町村ニ於テ必要ト認ムルトキハ許可年限ノ滿了前ト雖之ヲ買收スルコトヲ得

第二十條 買收價格ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ地方官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

以外ノ企業ニ係ル場合ニハ其ノ企業者ニ之ヲ準用ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正十年四月法律第五六號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正十年八月一日)

大阪市上水道使用條例

大正五年一月二十日	大阪市條例第二號制定
大正九年五月十五日	同第十號改正
大正十四年三月三十一日	同第十號附則改正
昭和六年四月十五日	同第六號改正
昭和八年四月十五日	同第六號改正

第一章 總 則

第一條 給水装置ハ左ノ三種ニ分ツ

一 専用栓 一戸又ハ一事業ノ専用ニ供スルモノ

二 共用栓 賃貸價格一箇月拾五圓未滿ノ家屋ニ居住スル者其ノ他相當ノ事由アリト認ムル者ノ共用ニ供スルモノ

三 防火栓 防火ノ用ニ供スルノ

前項ノ賃貸價格ハ市長ノ認定ニ依ル

第二條 私設防火栓ハ火災又ハ使用演習ノ場合ノ外使用スルコトヲ得ス但市長ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

私設防火栓ハ本市ニ於テ封緘ヲ附ス

市町村ニ非サル企業者ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキハ必要ノ期限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ地方官ハ府縣費ヲ以テ之ヲ履行シ其費用ヲ市町村又ハ市町村ニ非サル企業者ヨリ之ヲ追徴スルコトヲ得

前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコト得ス但第八條ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス

第二十條 市町村ニ非サル企業者ニシテ前條ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セザルトキハ國稅徵收ニ關スル規定ニ依リ之ヲ徵收ス

第二十一條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ水道ノ布設ヲ市町村ニ命スルコトヲ得

第二十二條 内務大臣ノ職權ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方官ニ之ヲ委任スルコトヲ得

第二十三條 本法中市又ハ市長トアルハ北海道區制又ハ沖繩縣區制ニ依ル區ニ在リテハ區又ハ區長トシ府縣費トアルハ北海道ニ在リテハ北海道地方費トス

附 則 (明治四十四年法律第四三號)

第八條乃至第十六條ニ於テ市町村及市町村長トアルハ市町村

第三條 給水装置ト稱スルハ配水管ヨリ分岐シタル給水管及之ニ附屬スル給水用具ヲ謂フ

第四條 左記各號ノ一ニ該當スル者ニ非サレハ給水装置ヲ所有スルコトヲ得ス

一 給水ヲ受クル家屋若クハ土地ノ所有者

二 官公署官公立ノ學校圖書館病院

第五條 船舶用水需用者、小屋又ハ上屋ノ所有者、官公有荷揚場ノ使用者及之ニ類スル者ニシテ給水装置ヲ所有セムトスルトキハ土地所有權者ノ同意ヲ得テ請求シタル場合ニ限り市長ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ但シ官公有地ノ使用許可ヲ得タルモノニ付テハ同意ヲ要セス

第六條 給水装置ノ存在セル家屋又ハ土地ノ所有者其ノ土地又ハ家屋ヲ處分シタルトキハ給水装置ハ其ノ處分ニ從フ

前項ノ規定ニ依リ家屋土地及給水装置ノ所有權ヲ取得シタルモノハ其ノ旨市長ニ届出ツヘシ

給水装置所有者ノ權利ハ之ニ附隨セル義務ト分離シテ繼承スルコトヲ得ス

第七條 給水装置所有者ニシテ市内ニ居住セサルトキハ給水装置所在ノ區ノ住民中ヨリ管理人ヲ選定シ届出ツヘシ管理人變更ノ時亦同シ

管理人ハ本條例ニ依リ本人ノ爲スヘキ一切ノ事務ヲ處辨スルモノトス

市内住居ノ給水装置所有者ト雖市長ニ於テ管理人選定ノ必要ヲ認メ其ノ要求ヲ爲シタルトキハ前二項ノ規定ヲ適用ス

第八條 給水装置ノ所有者、保管者又ハ使用者ハ家族雇人同居者其ノ他給水装置ノ使用ヲ承認シタリト認ムヘキ者ノ行爲ニ付テハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ本條例ノ適用ヲ免ルルコトヲ得ス

第二章 給水工事

第九條 給水装置ノ新設、増設、加工、變更又ハ撤去工事ハ請求ニ依リ本市ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ請求人ノ負擔トス但シ第十六條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 給水装置工事ノ請求ヲ爲シタル者ハ市長ノ指定スル概算額ヲ豫納スヘシ但シ官公署官公立ノ學校圖書館病院其ノ他市長ニ於テ豫納ノ必要ナシト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス市長ニ於テ必要ト認メタルトキハ前項概算額ノ増額ヲ要求スルコトアルヘシ其ノ要求ニ應セサルトキハ給水装置ノ請求ヲ取消シタル者ト看做ス

設計上特別ノ手數ヲ要スルトキハ其ノ實費ヲ徴收ス
市長ハ相當ノ擔保ヲ供セシメ且利子ニ相當スル金額ヲ加ヘ工

ルヲ加フル毎ニ金貳拾錢ヲ加フ

二 各種水栓 一個 金拾錢

三 鐵管 二百ミリメートル未満 一本 金參拾錢

二百ミリメートル以上 一本 金五拾錢

四 制水瓣 二百ミリメートル未満 一個 金六拾錢

二百ミリメートル以上 一個 金壹圓

五 防火栓 一個 金六拾錢

六 前各號ニ該當セサル物件ノ検査ヲ要スル場合ハ類似シタル物件ニ對スル料金ヲ參酌シ市長之ヲ定ム

第十六條 給水装置所有者ハ市長ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り給水装置ノ増設、加工、變更工事ヲ爲スコトヲ得其ノ使用材料ニ關シテハ前條ノ規定ヲ適用ス

前項ノ工事完成シタルトキハ速ニ本市ノ検査ヲ受ケヘシ検査料ハ一件ニ付金壹圓ヲ徴收ス

第十七條 前條ニ違背シ施行シタル給水装置ハ直ニ之ヲ撤去シ原狀ニ復セシム給水装置所有者之ヲ背セサルトキハ本市ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ給水装置所有者ノ負擔トス

第十八條 給水装置所有者、保管者又ハ使用者ハ漏水又ハ漏水ノ虞アルトキハ直ニ修繕其ノ他必要ノ處置ヲ請求スヘシ
前項修繕ニ要シタル費用ハ請求者ノ負擔トス但シ市長ノ認定

事費ノ分納ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 給水装置工事ノ請求ハ工事着手前ハ之ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條概算金額ノ一部ヲ設計料ニ充當シ殘額ハ請求人ニ還付ス

前項ノ設計料ハ金一圓以内ニ於テ市長之ヲ定ム

第十二條 給水装置ノ工費ハ工事完成後精算シ過不足アルトキハ之ヲ還付又ハ追徴ス但シ五十錢未満ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 前條ノ追徴金ヲ完納スル迄本市ニ於テ給水装置ノ所有權ヲ留保ス

前項ノ給水装置ハ其ノ請求人ヲシテ保管ノ責ニ任セシム

第十四條 第十二條ノ追徴金ヲ指定期日ニ納付セサルトキハ其ノ給水装置ハ之ヲ撤去スルコトアルヘシ但シ之カ爲本市ニ生シタル損害額ハ之ヲ追徴ス

第十五條 給水装置請求人ハ其ノ所有材料ノ使用ヲ請求スルコトヲ得但シ品質形狀又ハ構造ノ適否ニ關シ豫メ本市ノ検査ヲ受ケヘシ

前項ノ検査ニ對シテハ左ノ料金ヲ徴收ス但シ検査ノ爲出張ヲ要スルトキハ其ノ實費ヲ増徴ス

一 鉛管 延長十五メートル迄金四拾錢以上十五メートル

ニヨリ之ヲ徵收セサルコトアルヘシ

第十九條 給水装置所有者水道ノ使用ヲ廢止シタルトキハ三十日以内ニ給水装置ノ撤去ヲ請求スヘシ

本市ニ於テ廢止ノ状態ニ在リト認メタルモノハ其ノ旨所有者ニ通知シ通知ヲ發シタル日ヨリ三十日ヲ過クルトキハ請求ヲ俟タスシテ撤去スルコトアルヘシ

第二十條 第十七條及前條ニ依リ撤去シタル物件ハ本市ニ於テ之ヲ處分シ當該給水装置ニ屬スル未納ノ使用料及工費ニ充當シ過不足アルトキハ之ヲ還付又ハ追徵ス

第二十一條 配水鐵管ノ移轉其ノ他ノ事由ニ依リ道路部分ニ於ケル給水装置ノ加工又ハ變更ヲ要スルトキハ所有者ノ請求ヲ俟タス本市ノ費用ヲ以テ之ヲ施行ス

第二十二條 本市ニ於テ給水装置ニ關スル工事ヲ施行スル爲メ請求人所有ノ工作物ニ損害ヲ及ホスモ本市ハ其ノ責ニ任セス但シ本市ニ重大ナル過失アルトキハ此ノ限ニ在ラス

給水装置ノ破損漏水ニ由ル損害ニ付テモ前項ニ同シ

第三章 給 水

第二十三條 本條例ノ規定ニ依ルノ外水道設備ノ損傷其ノ他己ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ給水ノ停止又ハ制限ヲ爲スコトナシ

第二十四條 給水ハ量水器ヲ以テ計量ス但シ使用水量ノ豫定シ得ヘキモノハ市長ノ認定ニ依リ之ヲ定ムルコトアルヘシ

防火又ハ使用演習ノ爲私設防火栓ヲ使用スルトキハ計量セシ量水器ハ之ヲ貸與設備シ給水装置所有者ヲシテ保管ノ責ニ任セシム

第二十五條 左ノ場合ニ於テハ給水ヲ休止ス

- 一 一時給水ノ不用トナリタルトキ
- 二 給水装置ノ損傷其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ必要ヲ認メタルトキ

第二十六條 防火ノ爲私設防火栓ヲ使用シタルトキハ直ニ本市ニ届出ツヘシ

第二十七條 給水装置所有者ハ給水用途ノ變更又ハ共用栓使用者ノ數ニ異動アリタルトキハ直ニ本市ニ届出ツヘシ

第二十八條 公益上必要アリト認ムルトキハ市外ニ給水スルコトアルヘシ

第四章 使 用 料

第二十九條 水道使用料ハ使用者ヨリ之ヲ徵收ス

給水装置所有者又ハ保管者ハ使用料ノ納付ニ付使用者ト連帶シテ其ノ責ニ任ス
共用栓使用料ハ各使用者連帶シテ其ノ義務ヲ負擔ス

第三十條 (削除)

第三十一條 (削除)

第三十二條 使用料ハ左ノ區分ニ依リ徵收ス

- 一 家事又ハ營業ニ使用スルモノ
 - 一立方メートル 専用栓 六錢五厘
 - 共用栓 四錢四厘
- 二 湯屋營業ニ使用スルモノ 一立方メートル 三錢七厘
- 三 兵營ニ於テ使用スルモノ 一立方メートル 一錢七厘
- 四 噴水瀧泉池ノ類ニ使用スルモノ
 - 一立方メートル 三十錢

前項ニ該當セサル用途ニ使用スルトキハ市長ノ認定ニ依リ類似シタル用途ノ料率ヲ準用ス

使用演習ノ爲私設防火栓ヲ使用スルトキハ防火栓一個ノ使用料一回ニ付金二圓トス

第三十三條 使用料ハ一箇月ニ付専用栓ニ在リテハ五十五錢共用栓ニ在リテハ一戸二十五錢ヲ最低限度トス但シ中途ニ於テ給水ノ開始休止又ハ廢止アリタルトキハ日割ヲ以テ計算ス
私設防火栓ヨリ臨時ニ給水スルトキノ最低限度料金ハ一日ニ付金壹圓五拾錢トス

第三十四條 一戸内ニ二個以上ノ量水器ヲ付シタルトキハ各量水器毎ニ最低限度ヲ適用ス

一個ノ量水器ヨリ使用料ノ異ナル二種以上ノ用途ニ使用スルトキ其ノ水量ノ區分ハ總使用水量ノ範圍内ニ於テ市長之ヲ認定ス但シ最低限度ハ各用途毎ニ之ヲ適用ス
數個ノ専用栓又ハ共用栓ニ一個ノ量水器ヲ付シタルトキハ各戸使用水量ハ均等ニ使用シタルモノト看做ス

第三十五條 共用栓ノ使用水量ハ各戸均等ニ使用シタルモノト看做ス

第三十六條 賃賃價格一箇月金拾五圓以上ノ家屋ニ居住スル者共用栓ヲ使用スルトキハ専用栓ノ料率ニ依リ使用料ヲ徵收ス

第三十七條 量水器若クハ給水装置ノ故障等ニ依リ使用水量判明セサルトキハ市長之ヲ認定ス

第三十八條 (削除)

第三十九條 使用料ハ一月毎ニ之ヲ徵收ス但シ給水ノ廢止若クハ休止ヲ爲シタルトキ又ハ臨時給水ノ場合ハ臨時之ヲ徵收ス
第四十條 使用水量ハ毎月量水器ヲ點檢シテ之ヲ計算ス其ノ點檢以後ニ於ケルモノハ翌月ノ使用水量ニ算入ス
第四十一條 第五條ノ給水装置所有者及臨時給水其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムルモノニ對シテハ使用料概算額ヲ前徵スルコトヲ得

前項ノ使用料概算額ハ市長之ヲ定ム

第四十二條 前條ノ使用料概算額ハ給水ノ休止又ハ廢止ノ際精算シ過不足アルトキハ還付又ハ追徴ス

第四十三條 使用料納付後其ノ料金ニ増減ヲ生シタルトキハ次回徴收ノ使用料ニ於テ増減ス

第四十四條 使用料ハ給水ノ停止制限ヲ爲シタルトキト雖之ヲ減免セズ

第四十五條 保護ノ必要アル公益事業ノ爲ニ給水スルトキ又ハ特別ノ事由アルトキハ市長ノ認定ニ依リ使用料ヲ輕減シ又ハ免除スルコトアルヘシ但シ市長ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

第五章 違反處分

第四十六條 量水器ノ作用ヲ妨害シ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ使用料ヲ通脱シタル者ニ付テハ市長ノ認定スル使用料ヲ徴收スルノ外其ノ通脱シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額(其ノ金額五圓未満ナルトキハ五圓)以下ノ過料ヲ科スルコトアルヘシ

第四十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五圓未満ノ過料ヲ科スルコトアルヘシ
一 給水ヲ濫用シ又ハ市長ノ許可ヲ得スシテ之ヲ販賣若クハ讓渡シタルトキ

二 給水ノ停止中濫ニ開栓シタルトキ

務者ヨリ徴收ス

附 則

第五十一條 本條例ノ施行期日及施行細則ハ市長之ヲ定ム

附 則

(昭和六年大阪市條例第六號附則)

舊條例第四十一條ニ依リ徴收シタル使用料概算額ハ本改正條例第四十一條ニ該當スルモノノ外本改正條例施行ノ日以後ニ徴收スル水道使用料ニ充當ス

本改正條例ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市水道使用條例施行細則

〔大正五年二月二十六日 大阪市告示第十七號〕
〔昭和六年四月一日 同第七十二號〕部改正
〔昭和八年三月三十一日 同第七十九號〕部改正

第一條 本細則ニ於テ條例ト稱スルハ大阪市水道使用條例ヲ謂フ

第二條 給水装置ノ新設、増設、加工、變更又ハ撤去ヲ請求セムトスル者ハ其ノ工事ヲ爲スヘキ位置工事ノ種類及用途ヲ記載セル書面ヲ提出スヘシ

新設ノ場合ニハ前項ノ外條例第四條ノ資格ヲ記載スヘシ

三 濫ニ給水装置ノ増設加工又ハ變更ヲ爲シタルトキ

四 量水器ノ作用ニ妨害ヲ加ヘタルトキ

五 當該職員ノ職務執行ヲ抗拒シ又ハ妨害シタルトキ

六 管理者ノ選定ヲ爲ササルトキ

七 本條例ノ規定ニ依リ届出ノ義務ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ

第四十八條 前二條ノ規定ニ該當スルトキハ市長ハ一月以内給水ヲ停止スルコトヲ得

使用料工費其ノ他本條例ノ規定ニ依リ納付スヘキ金額ヲ期限内ニ納付セサル者ニ付テハ其ノ完納ニ至ル迄給水ヲ停止スルコトヲ得

第四十九條 本條例ノ規定ニ依ラスシテ水道ヲ使用シタル者及設備工事ヲ爲シタル者ニ對シテハ五圓以下ノ過料ヲ科シ仍第三十二條及第四十六條ニ準シ算出シタル金額ヲ使用者ヨリ徴收スルコトアルヘシ

本條例ニ違背セルコトヲ知リテ前項設備工事ノ請負ヲ爲シタル者ニ付テハ五圓以下ノ過料ヲ科スルコトアルヘシ

第五十條 第四十七條第三號及前條ニ該當スル工事ハ其ノ工事ヲ爲シタル者ヲシテ直ニ撤去シ原狀ニ復セシム

市長必要ト認ムルトキハ本市ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ義務者ニ課ス

第三條 條例第五條ニ該當スル者ニシテ給水装置ノ新設ヲ請求セムトスルトキハ其ノ工事ヲ爲スヘキ位置、土地所有者及工事ノ種類並用途ヲ記載セル書面ヲ提出スヘシ

前項ノ請求書ニハ土地所有者ノ承諾書又ハ官公署ノ使用許可書寫ヲ添付スヘシ

第四條 前條ニ依リ設置シタル給水装置ノ所有權ヲ移載セムトスルトキハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 他人ノ給水装置ヨリ分岐シ又ハ他人ノ所有地ヲ通過シテ給水装置ヲ設ケムトスルトキハ其ノ所有者ノ承諾ヲ證スル書面ヲ提出スヘシ

第六條 條例第六條及前各條ノ所有權ニ就キ市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ所有者タルコトヲ認ムルニ足ルヘキ書類ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第七條 第二條第二項ノ規定ハ條例第六條ノ届出ニ之ヲ適用ス

第八條 條例第七條ニ依リ管理人ヲ選定シタルトキハ連署ヲ以テ届出ツヘシ管理人又ハ管理人ノ住所變更ノトキ亦同シ

第九條 條例第十條第三項ノ費用ハ設計着手前市長ノ指定シタル金額ヲ納付セシメ設計終了後精算シ過不足アルトキハ還付又ハ追徴ス

第十條 條例第十一條ノ設計料ハ一件ニ付金壹圓トス

第十一條 給水装置工事ノ請求者ニシテ所有材料ノ使用ヲ求ムトスルトキハ其ノ種類及數量ヲ記載セル書面ヲ提出シ検査料其ノ他ノ費用ヲ前納スヘシ
前項ノ數量ニ異動ヲ生シタルトキハ検査料ハ還付又ハ追徴ス出張ニ要シタル費用亦同シ

第十二條 條例第十六條ニ依リ許可ヲ出願セムトスルトキハ設計書材料明細書及圖面ヲ添付スヘシ
工事完成シタルトキハ三日以内ニ届出検査料ヲ納付スヘシ補修ヲ要スル場合ニ於テ再検査ヲ爲スヘキトキ亦同シ

第十三條 條例第十八條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲ササルトキハ市長ニ於テ修繕其ノ他必要ナル處置ヲ爲シ其ノ費用ハ給水装置所有者又ハ保管者ヨリ之ヲ徴收スルコトアルヘシ
第十四條 使用演習ノ爲防火栓ヲ使用セムトスルトキハ豫メ本市ニ届出當該職員ノ立會ヲ求メ使用方法及時間ノ制限其ノ他必要ナル事項ニ關シテハ其ノ指揮ヲ受クヘシ

第十五條 條例第二十四條第一項但書ニ依リ使用水量ヲ認定シタルトキハ之ヲ使用料納付義務者ニ通知スヘシ
第十六條 市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ量水器設置場所ヲ變更スルコトアルヘシ

第十七條 給水装置所有者、保管者又ハ使用者ハ量水器設置場所ニ其ノ點檢ヲ妨クヘキ物件ヲ堆積シ又ハ工作物ヲ設クルコトヲ得ス
前項ノ規定ニ違反シタルトキハ市長ハ必要ナル處置ヲ爲シ其ノ費用ヲ違反者ヨリ徴收スルコトアルヘシ

第十八條 保管ニ係ル量水器ノ毀損又ハ亡失シタル場合ニ於ケル辨償金ハ市長之ヲ決定ス
第十九條 給水装置所有者條例第二十七條ノ届出ヲ爲ササルトキハ市長ノ認定ニ依リ使用料ヲ徴收ス

第二十條 給水ノ開始又ハ休止ハ給水装置所有者又ハ保管者ヨリ使用者氏名ヲ記シ申込ムヘシ但シ休止ノ場合ハ使用者ヨリモ申込ムコトヲ得
現ニ使用セル給水装置ノ給水ヲ休止セムトスルトキハ使用者ノ同意アルコトヲ要ス

第二十一條 給水装置所有者又ハ保管者ハ使用者變更シタルトキハ直ニ届出ツヘシ
前項ノ届出ヲ爲ササルトキハ市長ニ於テ其ノ使用者ヲ認定ス

第二十二條 條例第三十三條ノ日割計算ハ一月ヲ三十日トシテ算定ス
第二十三條 量水器ハ毎月定日ニ點檢ス
點檢定日休日ニ當ルトキハ繰上ケ又ハ繰下ヲ爲シ己ムコトヲ得

得サル事由アルトキハ定日ヲ變更スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ使用料ニ著シキ増減ナキ限り日割計算ヲ爲サス
第二十四條 私設防火栓使用ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ許可期間内ニ使用ヲ休止又ハ廢止シタルトキハ直ニ其ノ旨届出ツヘシ

第二十五條 私設防火栓ヨリ臨時ニ給水シタルトキノ水量ハ其ノ期間毎日均等ニ使用シタルモノト看做ス
第二十六條 水道使用料其ノ他水道ニ關シ本市ニ納付スヘキ金額ハ本市ヨリ派出スル集金員ニ之ヲ支拂フヘシ但シ市長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ納付者ノ申出アルトキハ納額告知書其ノ他ノ方法ニ依リ納付セシムルコトアルヘシ

第二十七條 前條集金ニ依ル領收書ハ本市水道部長ノ領收印及取扱人ノ印アルモノニ限り有效トス
得サル事由アルトキハ定日ヲ變更スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ使用料ニ著シキ増減ナキ限り日割計算ヲ爲サス

大阪市設港灣設備使用條例施行細則

第七章 船舶給水

(大正五年三月三十一日 告示第三三三號廢止)
(昭和十一年四月一日 告示第一四八號)

第二十九條 船舶給水料ハ一件ニ付左ノ如シ
一 普通料金

給水量	直接給水	運搬給水
五十立方メートル以上一立方メートル以下	二十六錢	四十錢
五十立方メートルを超ユル水量ニ對シテハ一立方メートルニ付	二十四錢	三十八錢

但シ防波堤外ニ於テハ一立方メートルニ付二軒(南突堤燈臺ヲ基點トシ測定ス)迄毎二十錢ヲ増徴ス

二 夜間料金

日没ヨリ午後十時迄 普通料金ノ二割増
午後十時以後 普通料金ノ三割増

三 荒天時料金

普通料金ノ三割増
普通料金ノ五割増

第三十條 給水量ハ本市所定ノ量水器ニ依リ算定ス但シ水量ノ豫定シ得ヘキモノ又ハ量水器ノ故障ニ因リ水量判明セザルトキハ當該係員之ヲ認定ス

下水道法 (明治三十三年三月七日) 法律第三二號

第一條 本法ニ於テ下水道ト稱スルハ土地ノ清潔ヲ保持スル爲汚水雨水疏通ノ目的ヲ以テ布設スル排水管其ノ他ノ排水線路

及其ノ附屬裝置ヲ謂フ

本法ニ於テ築造ト稱スルハ新築改築及増築ヲ包含ス

第二條 市ニ於テ下水道ヲ築造セムトスルトキハ其ノ設計工費ノ收支豫算及起工竣竣工ノ期限ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ命令ヲ以テ定ムル種類ノ改築又ハ増築工事ニ關シテハ此ノ限りニ在ラス

第三條 下水道ヲ設ケタル地ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ市又ハ土地ノ所有者若ハ占有者ハ汚水雨水ヲ下水道ニ疏通スル爲メ必要ナル施設ヲ爲シ及之ヲ管理スルノ義務ヲ負フ市ニ於テ前項ノ施設ヲ爲シ及之ヲ管理スル場合ニ於テハ市條例ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ土地ノ所有者使用者又ハ占有者ヨリ徴收スルコトヲ得

第四條 前條ノ場合ニ於テ甲地ノ汚水雨水ヲ疏通スル爲メ必要ナルトキハ乙地ニ汚水雨水ヲ通過セシメ又ハ乙地ノ汚水雨水ヲ通過セシムル爲メ設ケタル工作物ヲ使用スルコトヲ得但シ乙地ノ爲ニ損害最少キ場所及方法ヲ選ムヘシ

前項ニ依リ他人ノ工作物ヲ使用スル者ハ其ノ利益ヲ受クル割合ニ應ジテ工作物ノ施設及管理ノ費用ヲ負擔スヘシ

第五條 下水道ヲ築造シ若ハ之ヲ管理シ又ハ第三條ノ施設ヲ爲シ若ハ之ヲ管理スル爲メ必要ナルトキハ他人ノ土地ヲ使用スル

コトヲ得但シ之カ爲他人ノ受ケタル損害ニ對シ償金ヲ拂フコトヲ要ス

第六條 當該吏員ハ下水道又ハ第三條ノ施設ノ實況ヲ監視スル爲メノ事由ヲ告知シテ私人ノ土地ニ立入ルコトヲ得

第七條 下水道ノ用地ニ必要ナル國有ノ土地ハ之ヲ市ニ讓與シ又ハ無償ニテ使用セシムルコトヲ得

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキハ當該吏員ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ市ニ於テ之ヲ支辨スヘシ

前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得但シ必要ノ時限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ市ハ市税ノ例ニ依リ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルコトヲ得

第十條 市ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ町村ノ委託ヲ受ケ町村ノ全部又ハ一部ノ爲メ其ノ下水道ヲ築造スルコトヲ得

第十一條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ下水道ノ築造ヲ市ニ命スルコトヲ得

附 則

第十二條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本法ハ東京市區改正ニ關スル規定ノ効力ヲ妨ケス

第十四條 本法ノ規定ハ之ヲ區町村ニ準用ス

下水道法施行規則

(明治三十四年七月十日) 改(大正六年十月内務省令第一三號)

第一條 土地ノ所有者使用者又ハ占有者ハ左ノ區分ニ依リ下水道法第三條ノ施設ヲ爲シ及之ヲ管理スルノ義務ヲ負フ但シ本

則第二條ノ場合ニ於テハ此ノ限りニ在ラス

一 建物アル土地ニアリテハ之カ築造及修繕ハ其ノ建物ノ所有者

二 建物ナキ土地ニアリテハ之カ築造及修繕ハ其ノ土地ノ所有者

三 建物ノ有無ニ拘ラス之カ掃除及浚深ハ土地ノ占有者

第二條 市ハ下水道第三條ノ施設ニシテ公道ニ屬スル部分ヲ築造シ及之ヲ管理スルノ義務ヲ負フ

市ハ土地ノ狀況ニ依リ下水道第三條ノ施設ニシテ公道以外ニ屬スル部分ヲ築造シ又ハ之ヲ管理スルコトヲ得

第三條 市ハ下水道ノ改築又ハ増築工事ニシテ工費壹萬圓未滿ノモノニ關シテハ下水道法第二條ノ認可ヲ受クルコトヲ要セ

第四條 當該吏員ハ下水道法第六條ニ依リ私人ノ土地ニ立入ル場合ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第十二條ノ規定ヲ準用ス

第五條 下水道法第八條第二項ノ戒告及第九條ノ費用徴收ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第十三條及第十四條ノ規定ヲ準用ス

第六條 下水道ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第四條第三項及第七條ノ規定ヲ準用ス

第七條 下水道及下水道法第三條ノ施設ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第十五條ノ規定ヲ準用ス

第七條 東京市及八王子市ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監及東京府知事之ヲ行フ

下水道管理規則 (明治四十三年十二月二十日) 大阪市規則 第三號

第一條 本市ノ築造シタル下水道ニ汚水雨水ヲ疏通スヘキ施設ヲ爲スノ義務アル者ハ本市ノ許可ヲ得テ其ノ工事ヲ施行スルコトヲ要ス但シ連結工事ハ本市ニ於テ施行スヘシ

其ノ増築改築ノ場合亦前項ニ同シ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ設計書及圖面ヲ添付シタル願書ヲ提出スヘシ

第三條 第一條ノ施設中ニハ下水道ニ塵芥及汚土等ノ流入ヲ防止スヘキ装置ヲ爲スコトヲ要ス

第四條 汚水ハ雨水溝ニ放流スルコトヲ得ス

第五條 有毒物其他下水道ヲ損傷スヘキ藥品等ヲ放流スルモノニ對シテハ特別ノ装置ヲ命シ又ハ其ノ疏通ヲ禁止スルコトアルヘシ

第六條 第一條ノ施設カ破損又ハ腐朽シタルトキハ遲滞ナク其ノ修繕工事ヲ施行スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ起工以前ニ本市ニ届出テ當該吏員ノ指揮ヲ受クルコトヲ要ス

第七條 第一條ノ施設ハ毎月一回以上其掃除ヲ爲スコトヲ要ス當該吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ外尙隨時之カ命令ヲナスコトアルヘシ

第八條 第一條ノ許可ヲ受ケヌ又ハ第六條第二項ノ指揮ヲ受ケヌシテ工事ヲ施行シタル者ニ對シテハ其ノ變更若クハ撤却ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 下水道敷ハ管理上支障ナキ部分ニ限り其ノ使用ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ノ使用ニ關シテハ別ニ定ムル規則ニ據ル

第十條 本規則ノ施行ニ必要ナル事項ハ〔市參事會〕之ヲ定ム

下水道上 使用規則

(明治二十八年四月十九日
大阪市告示第一六號)

改(明治四十一年八月 告示第六三號)
正(大正三三年四月 同第三六號)

(本規則中道路橋梁ニ關スル規程ハ道路占用規程ニ依リ廢止)

第一條 本市費支辨ニ係ル(道路橋梁)下水道上ニ於テ一定ノ場所ヲ占有シ使用セントスルモノハ此規則ニ依ルヘシ但シ祭典緣日等ニ一時道路敷ヘ三尺以内出店スルモノハ此限ニアラス

第二條 使用ヲ出願セントスルモノハ第一號様式ニ依リ願書ヲ差出スヘシ

第三條 前條出願ニハ大阪府管内在籍者ニシテ身元確實ナル保證人ヲ立ツヘシ

保證人ハ使用人義務不履行ノ場合ニ於テ之ニ代リ其義務履行ノ責ニ任スヘシ

第四條 使用願人ハ使用ノ許可ヲ受ケタルトキハ其許可ノ日ヨリ五日以内ニ第二號様式ノ請書ヲ差出スヘシ

使用人ハ使用以前ニ第三號様式ノ標札ヲ調製シ本市ノ檢印ヲ受ケ使用ニ際シ出店者ハ之ヲ其店頭ニ掲ケ其ノ他ハ見易キ場所ニ掲ケ置クヘシ但シ使用場所ヲ返却スルトキハ檢印ノ消却

第十一條 使用料金ノ徵收期ハ左ノ各項ニ依ル

一 其使用ノ年ヲ以テ許可シタルモノハ甲年四月ヨリ乙年三月迄ヲ一期トシ甲年四月中ニ徵收シ四月以後新ニ許可シタル者ハ初期分ニ限り許可ノ日ヨリ十日以内ニ徵收ス但市場

(道路使用料)其ノ他特別ノ事情アルモノハ一期分ヲ二回乃至四回ニ區分シ其年度内ニ於テ徵收スルコトアルヘシ

二 其使用ノ月又ハ日ヲ以テ許可シタルモノハ許可ノ日ヨリ十日以内ニ其全部ノ料金ヲ一時ニ徵收ス

第十二條 既納ノ使用料金免除方ハ左ノ各項ニ依ル

一 年ヲ以テ使用ヲ許可シタルモノニシテ本市ノ都合ニ依リ之ヲ取消シタルトキハ其取消ヲ通知シタル月ヨリ又使用人ノ都合ニヨリ返却シタルトキハ其返却ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ之ヲ免除ス

二 月ヲ以テ使用ヲ許可シタルモノニシテ本市ノ都合ニ依リ之ヲ取消シタルトキハ其取消ヲ通知シタル月ヨリ又使用人ノ都合ニヨリ返却シタルトキハ其返却ノ翌月ヨリ之ヲ免除ス

三 日ヲ以テ使用ヲ許可シタルモノニシテ本市又ハ使用人ノ都合ニヨリ返却ノ時ハ其日ヨリ之ヲ免除ス

四 使用人本規則ニ違背シタルカ爲メ使用ノ許可ヲ取消シタ

ヲ受クヘシ

第五條 使用人ハ使用許可期限内ト雖モ當初使用ノ目的ヲ變更シ又ハ之ヲ他人ニ使用セシムルコトヲ得ス

第六條 使用人故意怠慢ニ依リ使用許可ノ土地又ハ物件ヲ毀損シタルトキハ之カ損害ヲ賠償スヘシ

第七條 使用許可期限内ト雖モ本市ノ都合ニヨリ又ハ使用人本規則ニ違背シタルトキハ何時ニテモ其許可ヲ取消スコトアルヘシ但シ此場合ニ於テ使用人ハ損害賠償等ノ苦情ヲ申立ツルコトヲ得ス

第八條 使用許可ノ場所ニ存在スル物件ハ使用満期又ハ使用人ノ都合ニヨリ返却セントスルトキハ其場所返却以前ニ於テ又第七條ニ依リ許可ノ取消ヲ通知シタルトキハ其通知書ヲ受領スルト同時ニ使用人ニ於テ之ヲ撤却スヘシ

第九條 使用人前條ノ手續ヲ怠リ本市ニ於テ公害アリト認ムルトキハ本市ハ便宜之ヲ處分シ其費用ハ使用人ニ負擔セシムヘシ

第十條 使用許可ノ場所ハ相當使用料ヲ徵收ス但公益事業ノ爲メ使用スルモノハ之ヲ徵收セサルコトアルヘシ
改良後道路ニ供用スヘキ未改良下水道上ヲ通行ノ目的ヲ以テ使用スル者ニ對シテハ使用料ヲ徵收セス

ル場合ニ於テハ既納ノ料金ヲ免除セス
 第十三條 一場所ニシテ同時ニ二名以上ノ出願者アルトキハ抽籤ヲ以テ定ム
 第十四條 〔道路使用ノ願書ニハ沿道地主ノ連署若ハ意見書ヲ添付スヘシ〕

第十五條 満期後尙繼續使用ヲ爲サントスルモノニシテ年ヲ以テ使用ヲ許可シタルモノハ満期二ヶ月以前月ヲ以テ使用ヲ許可シタルモノハ満期十日以前日ヲ以テ使用ヲ許可シタルモノハ満期一日以前ニ更ニ願書ヲ差出スヘシ

附 則

第十六條 本規則ハ明治二十八年五月一日ヨリ實施ス
 第十七條 明治二十三年大阪告示參第五十一號溝上使用料徴收法ハ本規則實施ノ日ヨリ廢止ス
 (様式省略)

下水溝上使用規則第十條ニ依ル使用料

(昭和七年四月六日
 大阪市告示第九七號)

下水溝上使用規則第十條ニ依ル使用料ヲ別表ノ通相定メ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ昭和七年三月三十一日以前ニ於テ許可ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ許可期間満了迄ハ仍從前ノ

例ニ依ル (別表)

下水溝上使用料及等級表

等級	種別		使用料	
	普通	特別	電柱(支線支線柱ヲ含ム)	電線(支線支線柱ヲ含ム)
一等	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇
二等	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
三等	九・〇〇	九・〇〇	九・〇〇	九・〇〇
四等	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇
五等	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇
六等	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
七等	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇

- 一 前記使用料金ハ一ヶ年ニ對スル金額トス
- 二 各等ノ區域ハ道路占用規程ノ等級區域ニ依ルモノトス
- 三 溝渠力並行セル兩道路ノ中間ニアル場合ニ於テハ兩道路ノ路等級ニ當ル料金ヲ平均スルモノトス但シ双方ノ距離ヲ知ル事容易ナル場合ニ於テハ近距離ノ道路ノ等級ニ據ルモノトス
- 四 前項ノ並行道路ノ外溝渠ト交叉セル道路ニアリテ使用區

増額スルコトヲ得

汚物掃除法

(明治三十三年三月七日)改(昭和五年五月)
 (法律第三十一號)正(法律第八號)

- 第一條 市内ノ土地ノ所有者使用者又ハ占有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ
- 第二條 市ハ本法其ノ他ノ法令ニ依リ別段ノ義務者アル場合ヲ除クノ外其ノ區域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ
- 第三條 市ハ義務者ニ於テ蒐集シタル汚物ヲ處分スルノ義務ヲ負フ但シ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケタルコトヲ得
- 第四條 市ニ於テ前條ノ處分ヲ爲シタル爲生スル收入ハ市ノ所得トス
- 第四條ノ二 市ハ汚物處理ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ手数料又ハ使用料ヲ義務者ヨリ徴收スルコトヲ得
- 第五條 市ハ汚物掃除ノ施行及實況ヲ監視セシムル爲必要ナル吏員ヲ置クヘシ
- 第六條 當該吏員ハ掃除ノ實況ヲ監視シ必要ナル事項ヲ施行スル爲其ノ事由ヲ告知シテ私人ノ土地ニ立入ルコトヲ得
- 第七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ履

- 域カ交叉又點ニ接續スル場合ニ於テハ交叉セル道路ノ等級ニ當ル料金ヲ合併セテ平均スルモノトス
- 一年以上ノ期間ヲ以テ使用ヲ許可シタル場合ニ於テ端數ノ月ヲ生シタルトキハ年額ノ月割トス
- 六月ヲ以テ使用ヲ許可シタル場合ハ年額料金ノ十分ノ一ヲ以テ一月ノ料金トス但シ使用期間一年ニ滿タサルモノニシテ料金ノ總額カ一年分ヲ超過スルモノハ之ヲ年額ニ止ム
- 一月未滿ノ期間ハ一月分ノ使用料ヲ徴收ス但シ全使用期間十日以内ノモノハ使用料ヲ徴收セス
- 繼續使用許可ノ場合ニ於ケル料金ノ徴收ニ付テハ前後ノ期間ヲ通算セス但シ前使用期間十日以内ノモノハ之ヲ通算ス
- 一年以上ノ期間ノ使用ヲ許可シタルモノト雖返還ニ依リ一年ニ滿タサルニ至リタルトキハ其ノ料金ハ第六號ニ依ル但シ當廳ニ於テ許可ノ取消ヲ爲シタル場合ハ其ノ料率ヲ變更セス
- 廣告物ノ面積カ敷地ノ面積ヨリ廣キトキハ廣告物トシテ利用スヘキ面積ニ依ル
- 自動車駐車場及自動車用揮發油貯藏庫設備ノ爲ニスル使用料ハ前表第一段ノ金額ノ三倍ヲ超ヘサル範圍内ニ於テ

行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認
ムルトキハ當該吏員ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ市ニ於テ之
ヲ支辨スヘシ
前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之
ヲ爲スコトヲ得ス但シ必要ノ時限内ニ履行シ得スト認ムルト
キハ此ノ限ニ在ラス
第八條 前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ市ハ市税ノ例ニ依リ其ノ
費用ヲ義務者ヨリ徴收スルコトヲ得
第九條 汚物ノ種類汚物掃除並清潔保持ノ方法及施設ニ關スル
事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第十條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第十一條 地方長官ハ區町村、町村制ヲ施行セサル地方ニ在テ
ハ町村ニ準スヘキ地又ハ其ノ一部ヲ指定シ本法ノ全部又ハ一
部ヲ準用スルコトヲ得

汚物掃除法施行規則 (明治三十三年三月八日
內務省令第五號)

改 明治四十三年四月內務省令第一三號、
大正六年十月第一號、
昭和三年五月第一九號、四年七月第二
正 八號、五年五月第一八號

ト認ムルトキハ適當ノ施設ヲ爲サシムヘシ
第四條ノ二 屎尿ハ公共溝渠、下水道(地方長官ノ指定シタル
モノヲ除ク)又ハ河川、運河、池沼等公共ノ用ニ供スル水面
ニ之ヲ放流スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ許可シタル汚物處
理槽ヲ通過シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
第五條 市ハ掃除義務者ノ蒐集シタル汚物ヲ一定ノ場所ニ運搬
シ塵芥ハ之ヲ焼却スヘシ但シ特別ノ事由ニ依リ長官ノ認
可ヲ受ケタルトキハ焼却以外ノ方法ヲ以テ處理スルコトヲ
得
戸口稠密ナル地區ニ關シテハ市ハ毎日一回各戸ヨリ塵芥ヲ搬
出スヘシ
第六條 市ハ第四條ノ溝渠ノ汚水ヲ排泄スル爲必要ナル公共溝
渠ヲ築造修繕スヘシ
公共溝渠ニハ成ルヘク蓋ヲ設ケヘシ
公共溝渠ノ汚水ハ之ヲ適當ノ場所ニ排泄スヘシ
第七條 公共溝渠ニ沿フタル土地ニ於テ公共溝渠ニ害ヲ及ホス
ヘキ虞アル行爲ヲ爲ス者ハ其ノ害ヲ豫防スル爲必要ナル施設
ヲ爲スヘシ
第八條 市ハ公共便所ヲ築造修繕スヘキ
第八條ノ二 汚物掃除法第四條ノ二ニ依リ徴收シ得ヘキ手数料

第一條 汚物掃除法ニ依ル掃除スヘキ汚物ハ塵芥汚泥汚水及屎
尿トス

第二條 市内ノ土地ノ占有者ハ其地域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ
保持スヘシ

建物ノ所有者ハ其ノ建物アル土地ノ清潔保持ノ爲必要ナル溝
渠ヲ築造修繕スヘシ

建物ナキ土地ノ所有者ハ其ノ土地ノ清潔保持ノ爲必要ナル溝
渠ヲ築造修繕スヘシ

第三條 掃除義務者ハ覆蓋アル容器ヲ備ヘ掃除シタル塵芥ヲ其
ノ容器ニ蒐集スヘシ但シ其ノ容器ハ市ニ於テ之ヲ設備スルコ
トヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ容器ヲ厨芥用及糞芥
用ニ區別セシムルコトヲ得

汚泥ハ之ヲ適當ノ容器ニ蒐集スヘシ
土地ニ定着シタル塵芥溜ハ之ヲ設置スルコトヲ得

第四條 溝渠ノ汚水ハ之ヲ公共溝渠又ハ適當ノ場所ニ排泄スヘ
シ

地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ前項ニ拘ハラズ別段ノ施設ヲ許
可スルコトヲ得
地方長官ハ汚水ノ性質ニ依リ公共溝渠ニ排泄セシムヘカラス

及使用料左ノ如シ

一 屎尿ノ汲取、運搬ニ關スル手数料

二 塵芥容器ニ關スル使用料

第九條 市ハ其ノ義務ニ屬スル場所ノ掃除、掃除義務者ノ蒐集
シタル汚物ノ運搬及其ノ汚物ノ處分ニ關シ方法順序ヲ定メ地
方長官ニ届出ツヘシ

第十條 汚物掃除法第五條ニ依リ市ニ設置スル掃除監視吏員ノ
職務ハ左ノ如シ

一 汚物掃除法第二條及第三條ノ事項ニ關シ掃除人ヲ指揮監
督ス

二 公共溝渠公共便所塵芥焼却場其ノ他掃除ニ關スル施設ヲ
監視ス

三 汚物掃除法第一條ニ依リ私人ノ履行スル掃除ノ實況及溝
渠便所其ノ他掃除ニ關スル私人ノ施設ヲ監視ス

四 汚物掃除法第七條ニ依リ履行期間ヲ指定シテ私人ニ戒告
シ及私人ノ履行スヘキ事項ヲ施行ス

第十一條 市ハ掃除監視吏員ノ組織、權限、定員及職務章程ヲ
定メ地方長官ニ届出ツヘシ

第十二條 掃除監視吏員汚物掃除法第六條ニ依リ私人ノ土地ニ

水道部事務分掌



立入ルハ日出後日没前ニ於テシ制服ヲ著スル者ノ外證票ヲ携帶スヘシ

第十三條 掃除監視吏員汚物掃除法第七條ニ依リ戒告スルトキハ職務章程ニ別段ノ規定アル場合ノ外市長ノ指揮ヲ受クヘシ

第十四條 汚物掃除法第八條ニ依リ市ニ於テ同法第七條ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルトキハ實費ノ内譯ヲ附シタル令狀ヲ發スヘシ

第十五條 汚物ノ爲又ハ溝渠便所其他掃除ニ關スル施設ノ爲衛生上危害ヲ受クル者ハ掃除監視吏員ニ申告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ掃除監視吏員ハ職務章程ニ定ムル期間ニ之ヲ臨檢スヘシ

第十六條 本則ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ掃除監視吏員ノ指定シタル期間ニ履行セサル者ハ科料ニ處ス

第十七條 第四條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第十七條ノ二 左ニ掲クル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
一 公共溝渠下水道又ハ河川、運河、池沼、道路、公園等公共ノ用ニ供スル水面又ハ地域ニ塵芥ヲ投棄シタル者

二 公共溝渠又ハ下水道ニ土石ヲ投棄シタル者

附 則

第十八條 下水道ヲ布設シタル地ニハ溝渠ニ關スル本則ノ規定ヲ施行セス

第十九條 削除

第二十條 地方長官ハ第二條ノ義務ノ負擔區分ニ關シ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十一條 地方長官ハ戸口稀薄ナル地域ノ義務者、廣大ナル土地若ハ建物ヲ占有スル義務者又ハ業態上多量ノ汚物ヲ生ズル義務者ノ掃除シタル汚物ノ處分ニ關シ第三條及第五條ニ拘ハラズ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 地方長官特別ノ事由アリト認ムルトキハ第五條ノ規定ニ拘ハラズ當分ノ内掃除義務者ヲシテ屎尿ノ處分ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十三條 削除

第二十四條 地方長官ハ本則ニ定ムルモノノ外汚物ノ掃除溝渠便所ノ構造其他清潔保持ノ方法及施設ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第二十五條 東京府ニ在リテ地方長官ノ職務ハ警視總監及東京府知事之ヲ行フ

○庶務課

庶務係

- 一、部員ノ進退、賞罰、給與其ノ他身分ニ關スル事項
- 二、公印ノ監守及部内ノ取締ニ關スル事項
- 三、文書ノ審査及議案ノ作製ニ關スル事項
- 四、統計及報告ニ關スル事項
- 五、豫算ノ調製及管理ニ關スル事項
- 六、決算ノ調査ニ關スル事項
- 七、事務用物品ノ出納、保管及處分ニ關スル事項
- 八、國庫補助工事ノ竣工明細書ノ作製ニ關スル事項
- 九、上下水道事務ノ取締ニ關スル事項
- 十、他ノ課、所及係ノ主管ニ屬セサル事項

○料金課

計算係

- 一、水道使用料ノ計算ニ關スル事項
- 二、他ノ係ノ主管ニ屬セサル事項

負擔金係

- 一、下水道特別賦金課ノ徵收ニ關スル事項

- 二、給水工事費其ノ他ノ水道收入ノ集金及還付ニ關スル事項

○技術課

工務係

- 一、上下水道ノ設備ノ改良、擴張其他技術上ノ調査及計畫ニ關スル事項
- 二、上下水道工事ノ監査ニ關スル事項
- 三、水道部廳舎ノ建築及修繕ニ關スル事項
- 四、私設電話ノ維持及修繕ニ關スル事項
- 五、工事又ハ物品ノ檢收立會ニ關スル事項
- 六、物品ノ出納、保管及處分ニ關スル事項
- 七、他ノ係ノ主管ニ屬セサル事項

工事係

- 一、淨水所及水道設備ノ擴張工事ノ設計及施行ニ關スル事項

機械係

- 一、水道擴張事業所屬ノ唧筒、機械、電機等ノ設備ノ設計及施行ニ關スル事項

○給水課

倉庫係

- 一、物品ノ出納、保管及處分ニ關スル事項
- 二、物品ノ檢收立會ニ關スル事項
- 三、構内ノ取締ニ關スル事項
- 四、他ノ係ノ主管ニ屬セサル事項

給水係

- 一、給水工事及給水装置ノ修繕及工費ノ計算ニ關スル事項
- 二、量水器ノ取付及修繕ニ關スル事項
- 三、量水器ノ點檢ニ關スル事項
- 四、水道使用者ノ取締ニ關スル事項
- 五、市外給水ニ關スル事項
- 六、量水器給水工用物品及給水工事ノ檢査ニ關スル事項
- 七、公舎、構内建物、私設電話ノ維持及修繕ニ關スル事項

配水管係

- 一、水管ノ維持及修繕ニ關スル事項
- 二、水管ノ改良、増設及擴張工事ノ設計及施行ニ關スル事項
- 三、鐵管類及附屬用品ノ檢査ニ關スル事項

○下水課

工務係

○淨水所

工務係

- 一、物品ノ出納、保管及處分ニ關スル事項
- 二、淨水作業及水源各池、城内配水池ノ維持及修繕ニ關スル事項

管理係

- 一、下水道及溝渠ノ管理ニ關スル事項
- 二、下水道及溝渠ノ維持、修築及排水作業ニ關スル事項
- 三、私設下水道工事ノ施行及檢査ニ關スル事項

處理場係

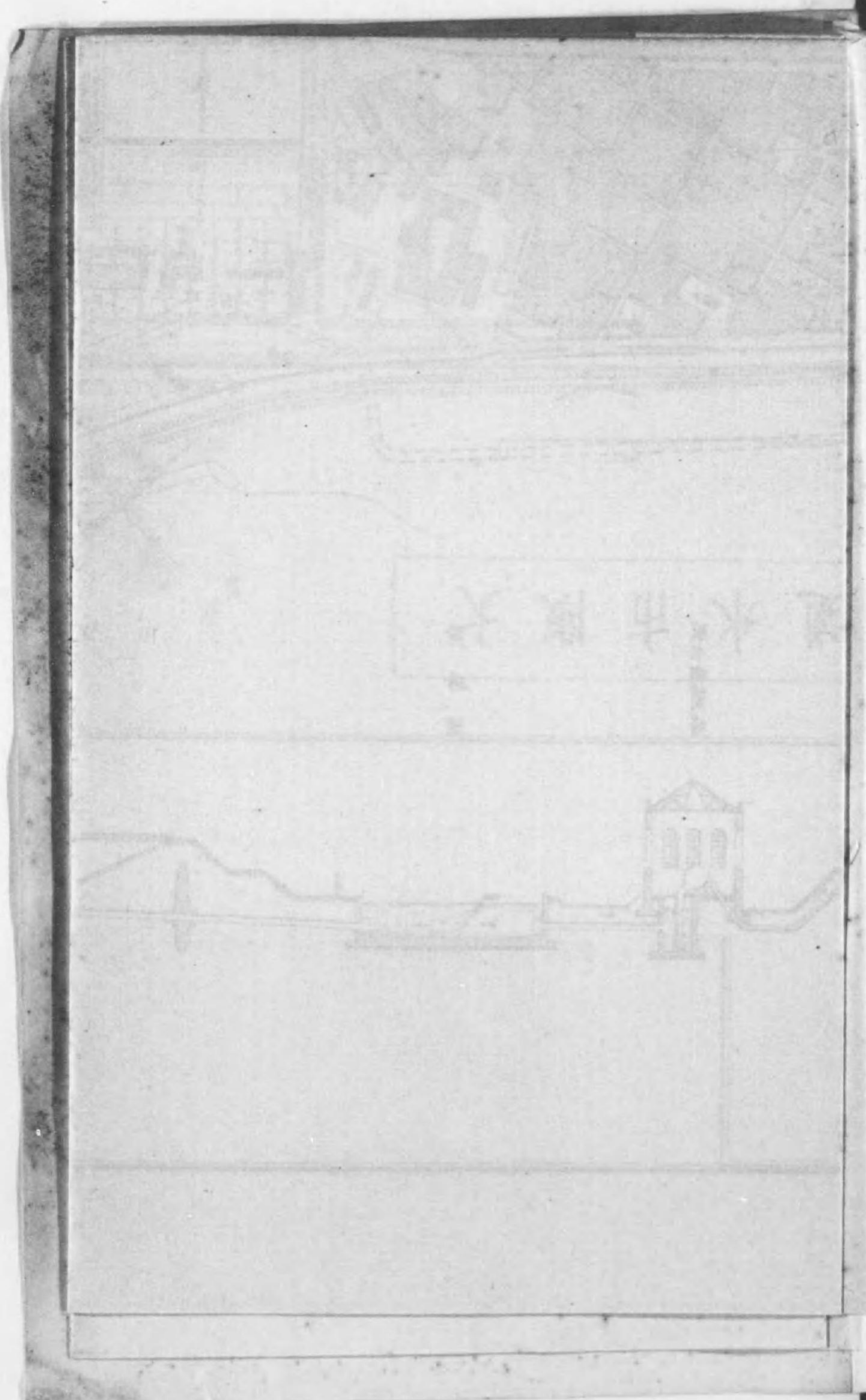
- 一、下水道管渠工事ノ施行ニ關スル事項

管渠係

- 一、下水道管渠工事ノ施行ニ關スル事項
- 二、セメント類其ノ他特種材料ノ檢査及工事又ハ物品ノ檢收立會ニ關スル事項
- 三、下水課所屬建物ノ修繕ニ關スル事項
- 四、混凝土管類ノ製作ニ關スル事項
- 五、物品ノ出納、保管及處分ニ關スル事項
- 六、他ノ係ノ主管ニ屬セサル事項

處理場係

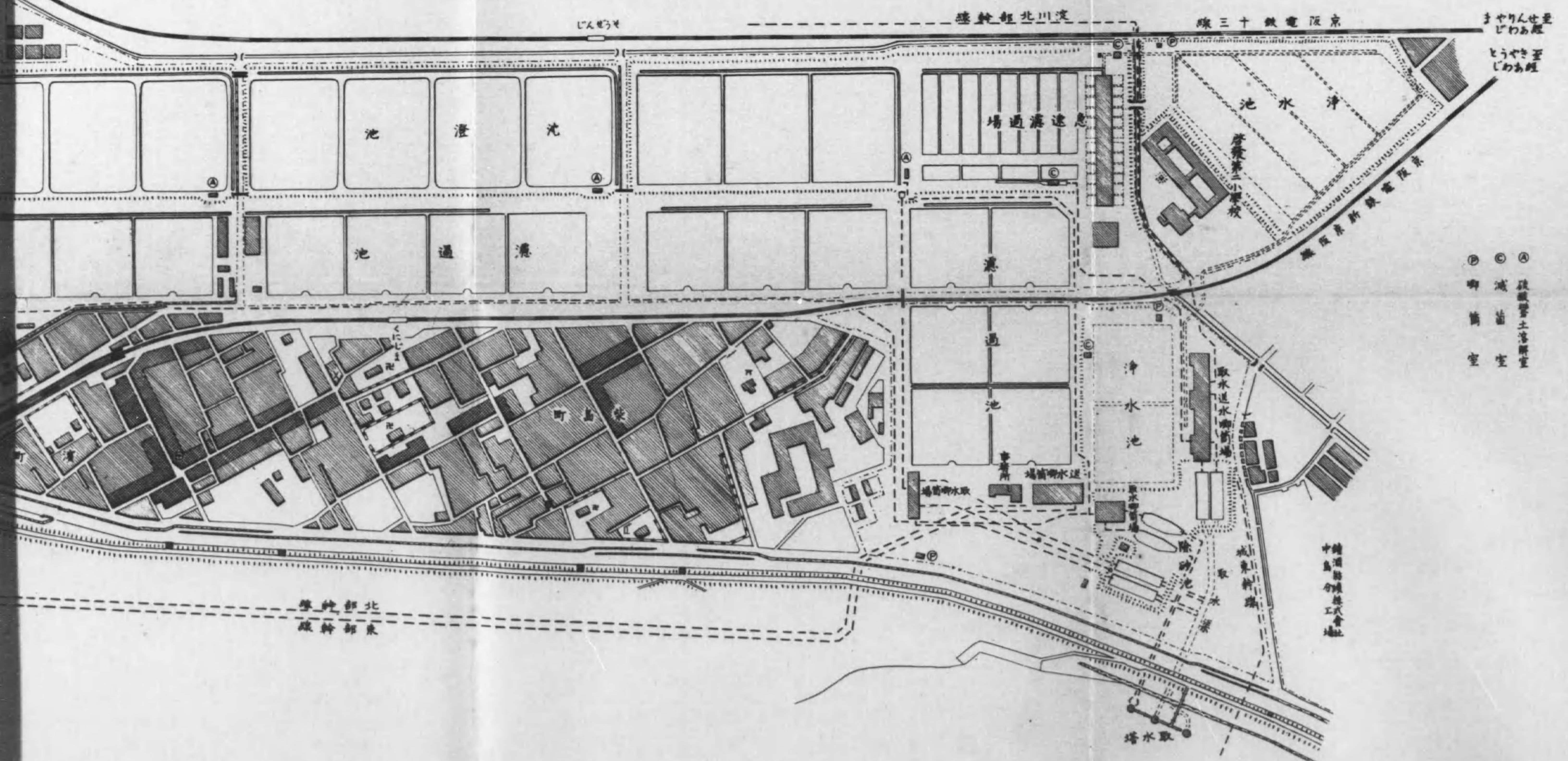
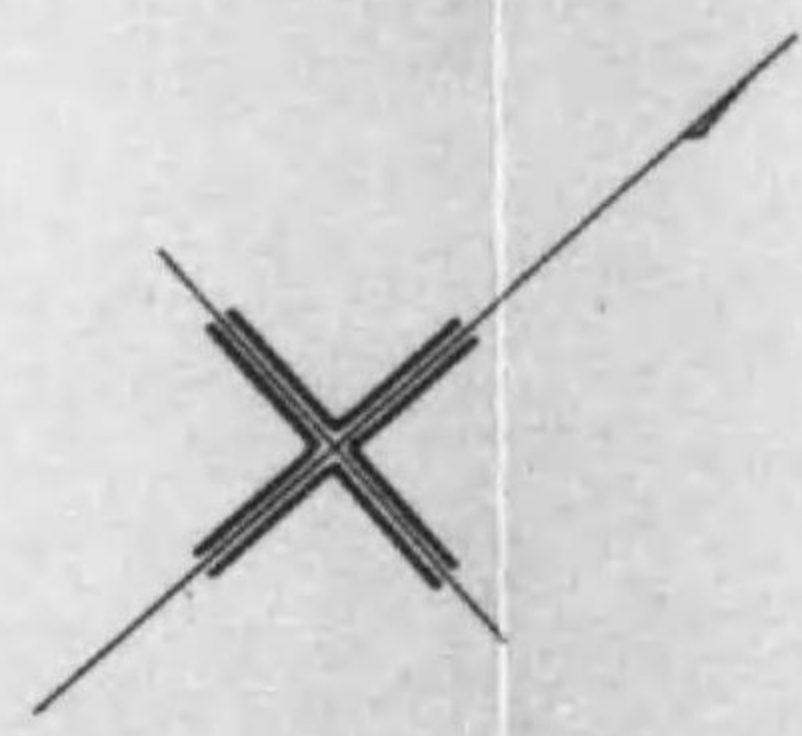
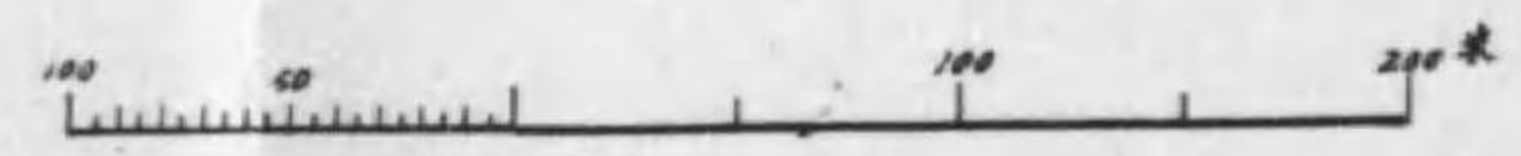
- 一、下水道管渠工事ノ施行ニ關スル事項



三、唧筒ノ運轉作業、維持及修繕ニ關スル事項
四、發電所及變電所ノ作業、維持及修繕ニ關スル事項
五、電線路及構内私設電話ノ維持及修繕ニ關スル事項

六、公舎及構内建物ノ營繕ニ關スル事項
七、構内ノ取締ニ關スル事項

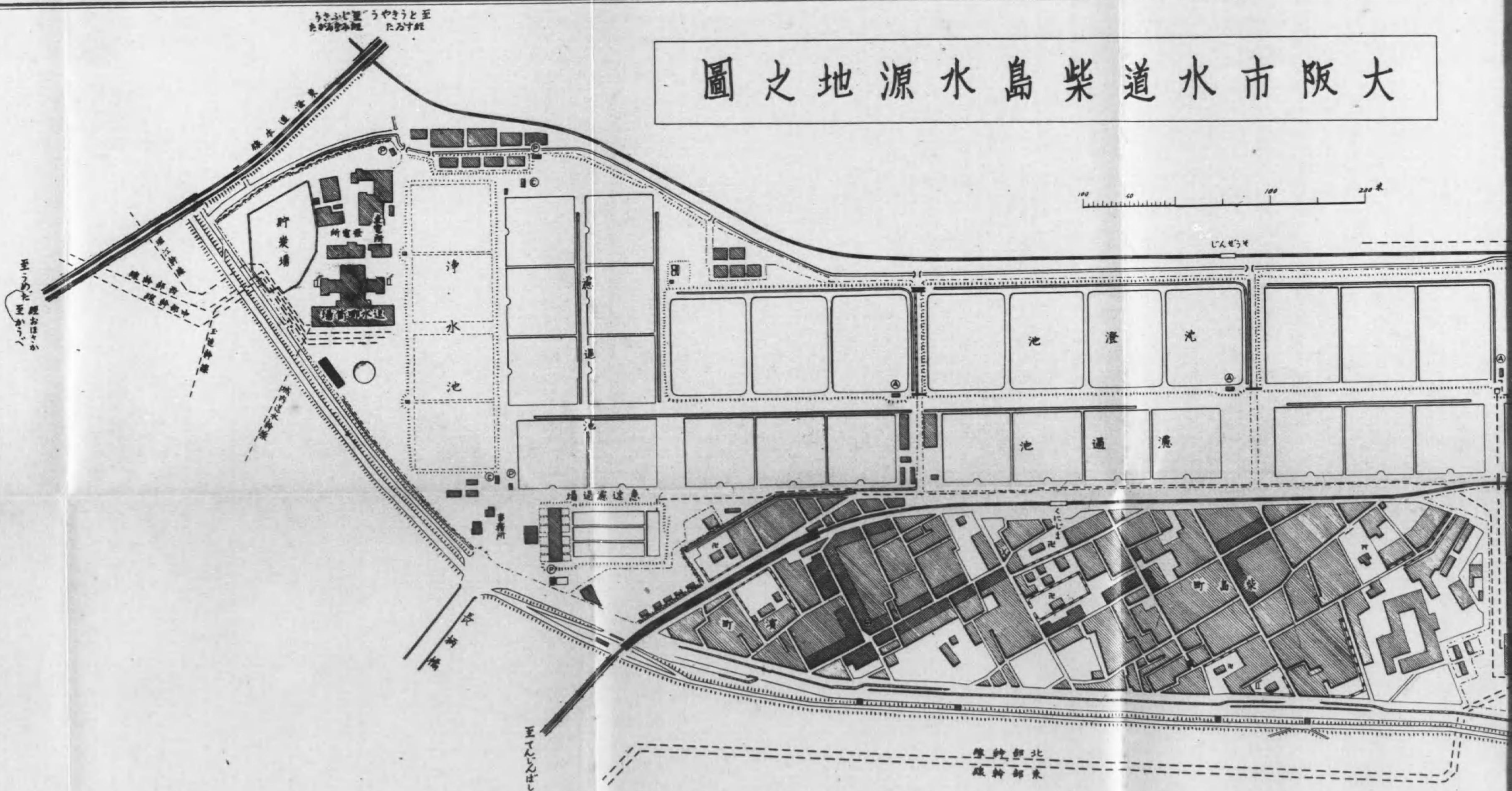
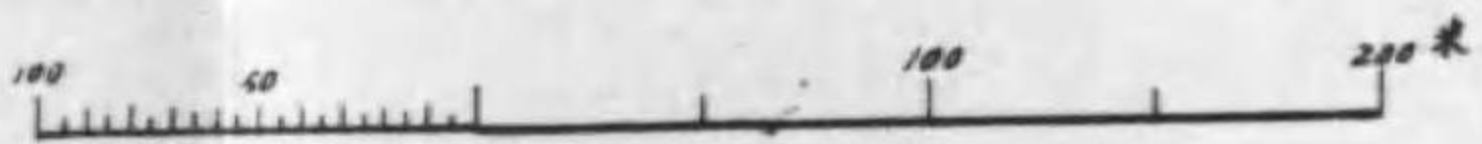
大阪市水道柴島水源地之地圖

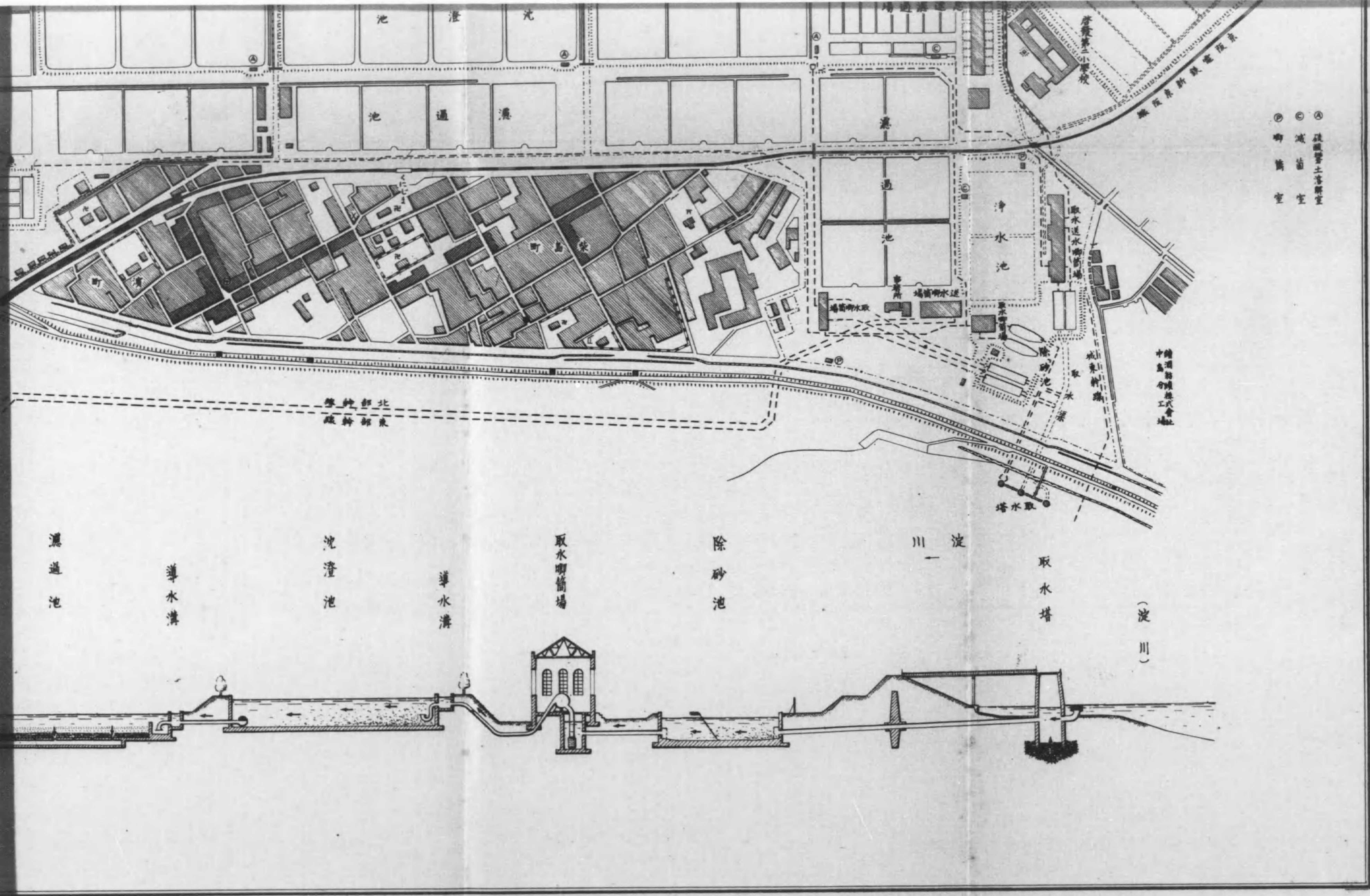


- ④ 設廠管土官解室
- ③ 減苗室
- ② 御筒室

中備國鐵株式會社

大阪水道柴島水源地之地圖





- Ⓐ 破管土落解室
- Ⓑ 滅菌室
- Ⓒ 消毒室

北都部
東都部

導水池

導水溝

沈澱池

導水溝

取水唧筒場

除砂池

川渡

取水塔

(渡川)

取水塔

除砂池

淨水池

濾池

池通溝

池澱沈

學校

鐵道新線

中興船塢株式會社

取水塔

除砂池

淨水池

場前取水

場前取水

場前取水

場前取水

場前取水

場前取水

場前取水

場前取水

場前取水

場前取水

場前取水

場前取水

場前取水

場前取水

場前取水

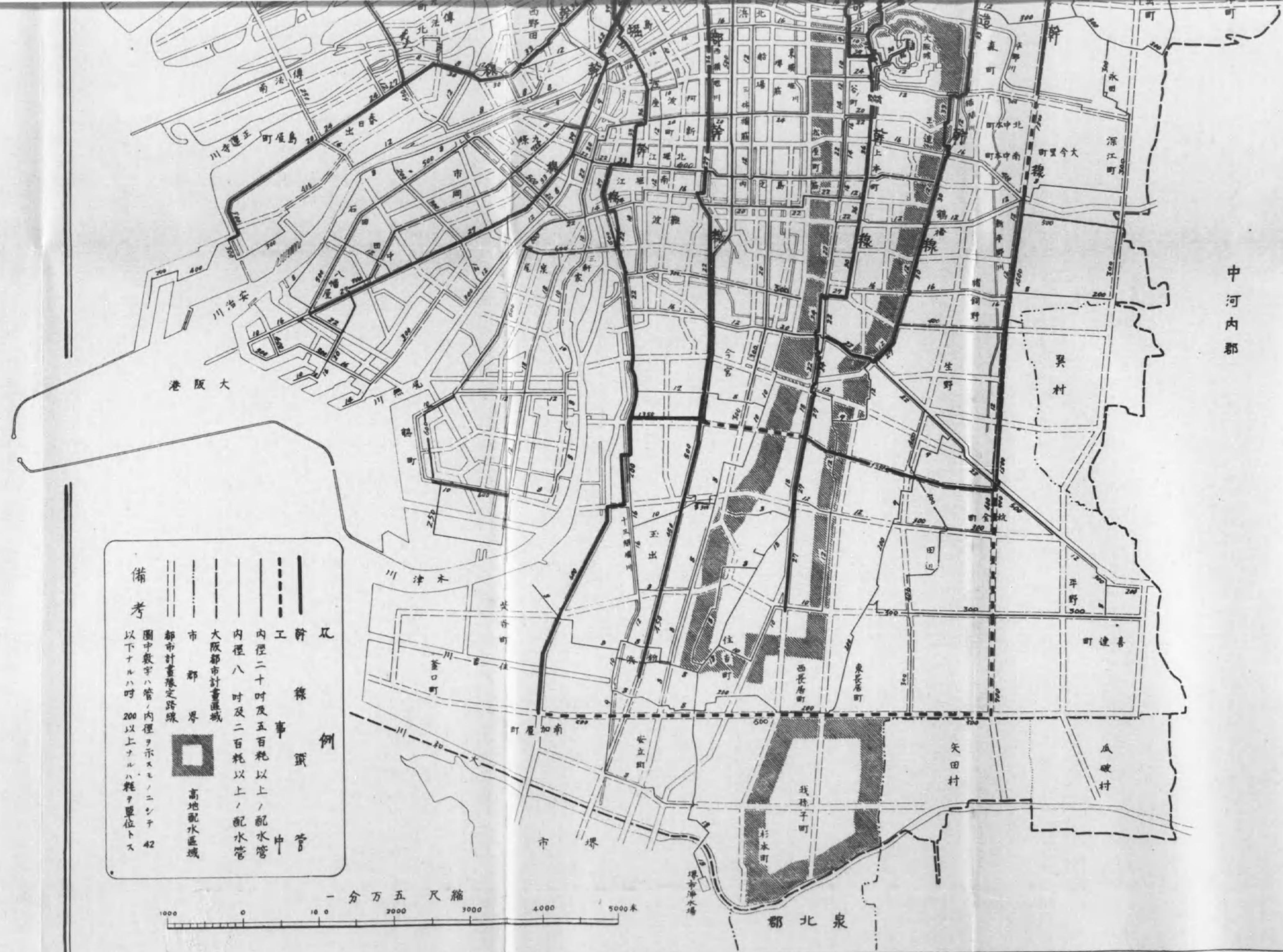
場前取水

場前取水



備考
 图中数字ハ管ノ内徑ヲ示
 以下ナルハ吋 200 以上ノ
 都市計畫線之路線
 市 郡 界
 大阪都市計畫區域
 内徑八吋及二百
 内徑二十吋及五百
 工 幹 線
 例

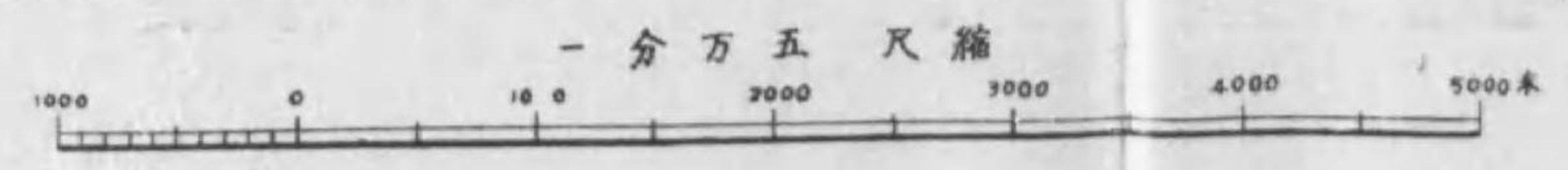
中河内郡



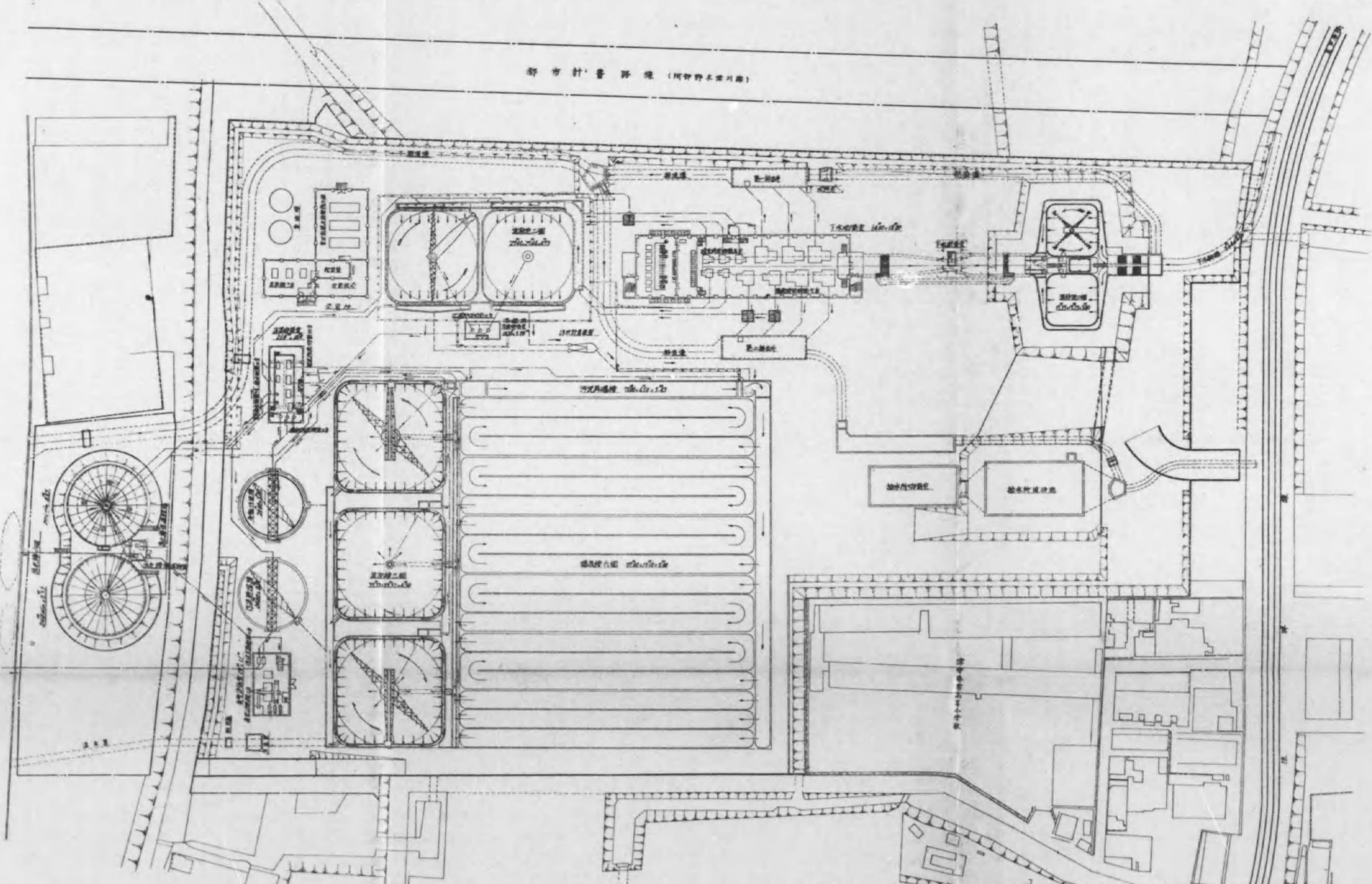
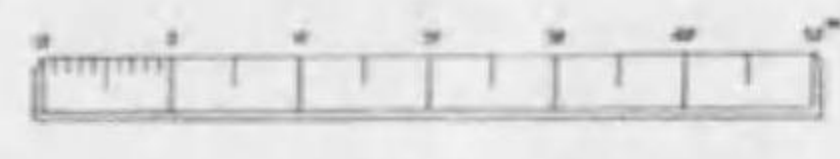
備考

———	市界
———	郡界
———	高地配水区域
———	大阪都市計畫區域
———	内徑八吋及二百耗以上ノ配水管
———	内徑二十吋及五百耗以上ノ配水管
———	工務線
———	貯水
———	既設

圖中數字ハ管ノ内徑ヲ示スモ、ニシテ
以下ナルハ吋 200 以上ナルハ耗ヲ單位トス



大阪下水道津守處理場一般平面圖

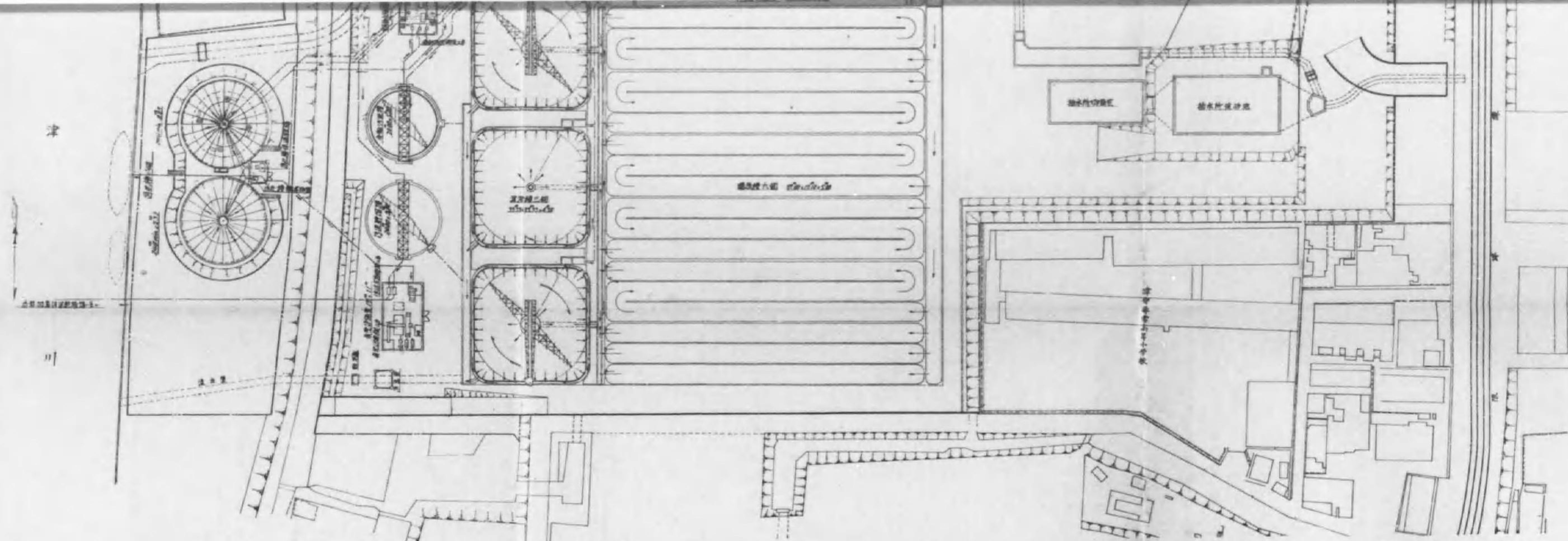


大阪市
 概位置
 處理場
 數地
 排水區
 面積
 處理人
 口
 晴天時
 平均下
 水量
 降雨時
 最大下
 水量
 設備
 流乾線
 沈砂池
 筒室
 電動筒
 機械
 曝氣槽
 再曝槽
 沈泥貯
 溜槽
 分泥貯
 溜槽
 汚泥貯
 溜筒室
 沈澱渣
 沈泥筒
 室
 電動筒
 機械
 排出渠
 排出井
 排流溝
 避溢溝
 發電所
 發電機
 電動壓
 氣機
 汚泥消
 化槽
 真空濾
 過機
 污泥壓
 送筒
 本處理場ニ於ケル處理過程
 ルモノトス、又過剩促進汚泥
 乾燥セシメ汚泥肥料トナスモ

大阪市下水道津守處理場

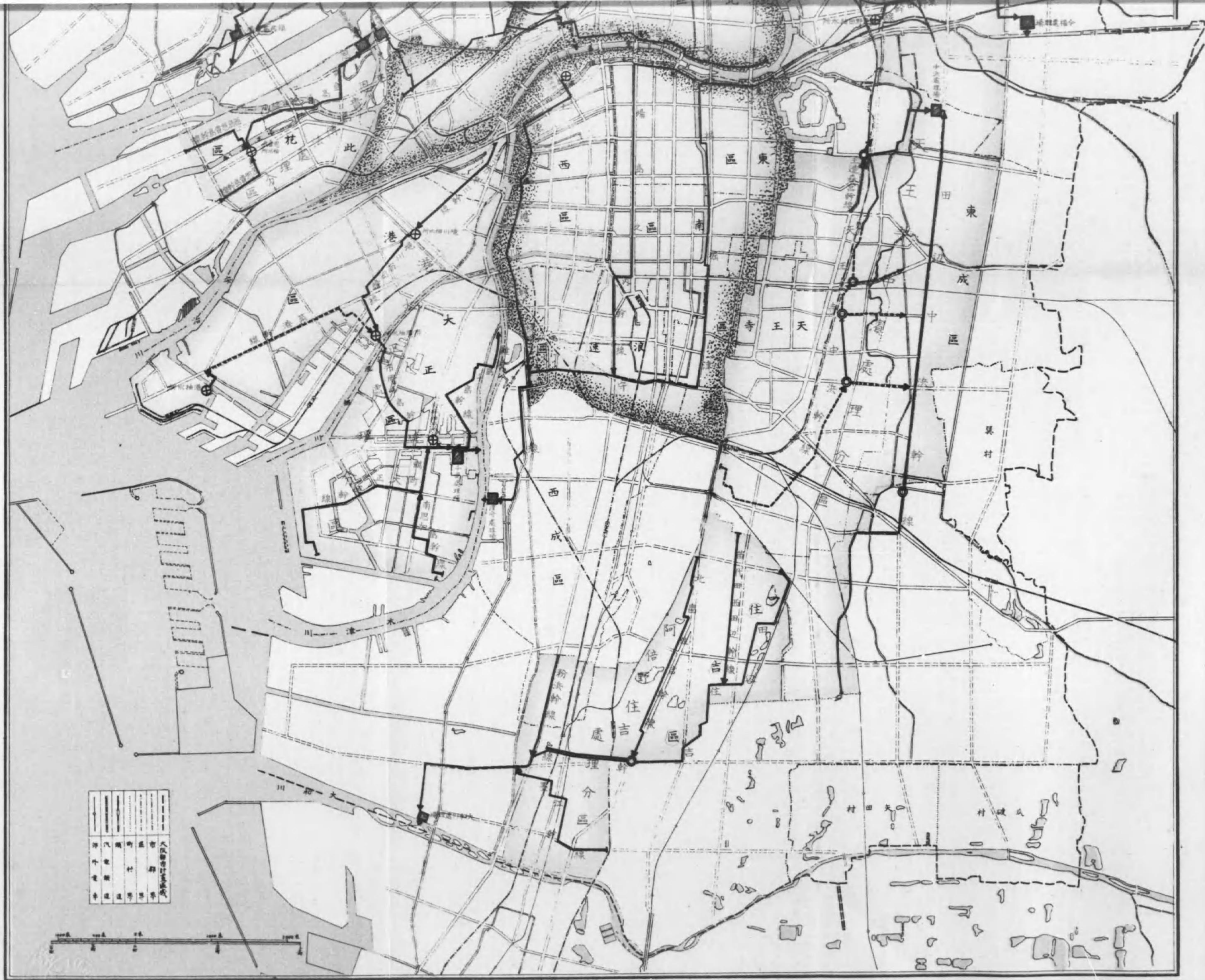
概要

處理場位置 西成區津守町地内木津川左岸
 處理場敷地 五八・七〇〇平方
 排水區面積 一、四〇三「ヘクタール」
 處理人口 七三・四〇〇人
 晴天時平均下水量 毎秒一・六五三立方
 降雨時最大下水量 毎秒二・七五立方



設備名	形状	寸法	員數
處理場位置	西成區津守町地内木津川左岸		
處理場敷地	五八・七〇〇平方		
排水區面積	一、四〇三「ヘクタール」		
處理人口	七三・四〇〇人		
晴天時平均下水量	毎秒一・六五三立方		
降雨時最大下水量	毎秒二・七五立方		
流入幹線	幅底高O・P	(一) 三・六四米 (二) 四・〇〇七米	二
沈砂池	長幅	一五・二五米 深 三・八〇米	二
電動唧筒機械	梁間	一八米 桁行 六四米	一
沈澱池	長幅	二七・四四米 深 四・七三米	二
曝氣槽	長幅	一七・〇米 深 五・〇米	六
沈澱槽	長幅	八・九〇米 深 五・四五米	一
汚泥貯溜槽	長幅	七・六〇米 深 四・五米	三
分泥槽	直徑	三・三三米 深 四・九米	一
汚泥貯溜槽	直徑	二・〇〇米 深 四・九米	一
沈澱池汚泥貯溜室	梁間	二一・〇米 桁行 二二米	一
電動唧筒機械	返送汚泥唧筒	電動機容量 二〇馬力	一
流出渠	幅深共	二・〇米 深 五米	一
排出井	幅深共	八・五米 深 五米	一
排水溝	幅深共	三・〇米 深 三・七米	一
選流溝	幅深共	三・八米 深 三・七米	一
發電設備	發電機	五〇〇KW	一
電動壓氣機	送風機(毎分)	一五五立方	三
汚泥消化槽	直徑	二四・四米 深 八・八三米	一
汚泥濾過室	直徑	二四・四米 深 七・三二米	一
真空濾過機	直徑	二・四二米 長 二・四二米	二
汚泥壓送唧筒	電動機容量	二〇馬力	二

本處理場ニ於ケル處理過程中ニ生成セラル、沈澱池汚泥ハ汚泥消化槽ニ於テ消化シタル後濾過機ニ依リ脱水處理ス
 ルモノトス、又過剩促進汚泥ハ既設木津川堰弁場却場構内ニ設置スル汚泥乾燥場ニ壓送シ堰弁場却ノ餘熱ヲ利用シテ
 乾燥セシメ汚泥肥料トナスモノトス



——	大正河
——	大正港
——	大正路
——	大正街
——	大正巷
——	大正里
——	大正坊
——	大正村
——	大正莊
——	大正園
——	大正山
——	大正水
——	大正田
——	大正園
——	大正山
——	大正水
——	大正田



大正市不水重守繪圖

昭和十二年六月十日印刷
昭和十二年六月十五日發行

編輯者 大阪市役所水道部

印刷人 釘 澤 孝

印刷所 大阪市西區江戸堀下通二丁目
三正堂印刷所
電話土佐堀一五六三番

14.5
641

終